

令和5年第3回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 令和5年9月26日（火）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和5年9月26日（火） 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和5年9月26日（火） 午後2時14分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	吉田峰一
2番	笠松悦子	7番	五十嵐捷爾
3番	松井盛泰	8番	木村一
4番	城地秀樹	9番	谷口康之
5番	山田顕人	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 1番 成澤五郎 4番 城地秀樹

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	森永茂
生活福祉課	長	高田正志
保健センター	長	(高田正志)
地域包括支援センター	長	笠松さおり
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	南一貴
産業振興課	参事	西野俊一
政策調整課	長	三原知明
建設水道課	長	澤田浩一
建設水道課	主幹	牧野覚
教育	長	堂下則昭
教育委員会事務局	長	長谷川将之
スポーツセンター	長	(長谷川将之)
知内高等学校	事務長	南和敏
学校給食センター	長	(長谷川将之)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	上野真吾
議事	係	高田貴明

令和5年第3回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和5年9月26日(火) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 1番、成澤五郎君、4番、城地秀樹君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告 第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7	委員会報告 第 3 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 8		追跡質問
第 9		一般質問
第10	議案第 1号	令和5年度知内町一般会計補正予算(第3号)について
第11	議案第 2号	令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) について
第12	議案第 3号	令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて
第13	議案第 4号	令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
第14	議案第 5号	知内町国民健康保険税条例の一部改正について
第15	議案第 6号	北海道市町村職員手当組合規約の変更について
第16	報告第 1号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第17	報告第 2号	株式会社スリーエスの業務報告について
第18	報告第 3号	令和4年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価につ いて
第19	認定第 1号	令和4年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第20	認定第 2号	令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて
第21	認定第 3号	令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて
第22	認定第 4号	令和4年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第23	認定第 5号	令和4年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて
第24	認定第 6号	令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決 算認定について
第25	認定第 7号	令和4年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につい て

		認定第1号から認定第7号までの7議案 一括決算審査特別委員会（付託質疑）
--	--	---

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議長（伊藤政博）

おはようございます。

令和5年第3回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本定例会は決算認定も予定されております。会期はいつもより長い日程となっておりますので、会議にご協力の程よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和5年第3回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、成澤五郎君及び4番、城地秀樹君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る9月20日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、成澤五郎君。

◎ 委員長（成澤五郎）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和5年第3回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月26日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。

令和5年第3回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和5年9月26日提出。知内町議会運営委員会委員長、成澤五郎。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、9月20日。出席委員、成澤、笠松、山田、吉田、谷口、各委員。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、上野、高田。2、会期について、今定例会の会期は、9月26日（火）から29日（金）までの4日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、委員会報告4件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問4件、議案6件、報告3件、認定7件、意見書案5件、議長発議1件である。5、決算審査特別委員会の設置について、認定第1号から認定第7号までの7議案は、いずれも決算認定議案であるので、一括議題とし、提案者の説明を省略して議長及び監査委員を除いた全員による「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することとしたい。6、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から9月29日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの4日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和5年第2回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、既に印刷の上、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。令和5年知内町議会第3回定例会において行政報告をさせていただきます。

まず第1点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。

令和5年7月25日第2回臨時会を開催されております。発議案第1号として、議席の指定についてであります。1番、齊藤勝氏、2番、伊藤幸司氏がそれぞれ議席の指定を受けております。

報告第1号でありますけれども、令和5年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計繰越明許費繰越計算について。同意第1号監査委員の選任について同意を求めることについて、齊藤勝氏が原案どおり同意を得ております。

次に渡島西部広域事務組合の動向について、令和5年7月18日に第1回臨時会が開催されております。報告第1号として、令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について。承認第1号、専決処分にした事件の承認について、渡島西部広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例であります。

承認第2号、専決処分にした事件の承認について、渡島西部広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例であります。それぞれ原案どおり承認をされております。

次に議案第1号であります。議員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

議案第2号として、財産知内消防署小型動力ポンプ付積載車の取得について。

議案第3号、令和5年度渡島広域事務組合一般会計補正予算（第1号）歳入歳出それぞれ711万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億115万3千円とするものであります。議案1号から3号までは、それぞれ原案通り、可決されております。

次に令和5年9月4日に第2回定例会が開催されております。議案第1号については、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

議案第2号については、令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）歳入歳出それぞれ1,474万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億1,590万2千円とするものであります。1号から2号までは、原案どおり可決をされたものです。認定第1号については、令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定をされております。

次に知内町自家用有償旅客運送（知内町デマンドバス）における運行事業者の変更等についてであります。デマンドバスの運行事業者は、令和5年9月1日から三和建設工業株式会

社となりました。委託期間は、令和5年9月1日から令和6年3月31日までとなります。尚、函館バス株式会社が運行する小谷石線が9月末をもって廃線となることから、10月1日からデマンドバスを拡充して運行致します。運行内容につきましては、お目通し頂きたいと思っております。

次に令和5年9月4日から5日の大雨による災害についてであります。9月4日(月)午後11時の降り始めから、5日(火)午前1時までの2時間の気象庁観測データで92.5mmの雨量を観測し、農業用排水路の埋塞により隣接する農地が被災したものであります。

被害状況は次のとおりであります。東菜地区の農業用排水路の町道横断部分で横断管が増水した沢水を飲み込めず、また、下流の接続柵で流木による目詰まりが発生し、隣接する農地に流木及び土砂が溢れ出たものであります。

以上で行政報告を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、行政報告を終わります。

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、吉田峰一君。

◎ 委 員 長 (吉田峰一)

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

令和5年度における常任委員会の所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

令和5年9月26日提出。知内町議会総務文教常任委員会、吉田峰一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査年月日、令和5年6月8日(木)(1日間)。2、調査委員、委員長、吉田峰一、副委員長、五十嵐捷爾、委員、松井盛泰、委員、城地秀樹、委員、山田顕人、委員、木村一、委員、谷口康之。委員、伊藤政博。3、欠席委員、成澤五郎、笠松悦子。4、説明員、大野副町長、森永総務課長。三原政策調整課長、大谷政策広報係長。5、事務局員、上野事務局長、高田議事係。6、調査事項、(1)民間公共交通事業者によるダイヤ改正及び減便に伴う町地域への影響及び対応について。

7、調査意見、(1)民間公共交通事業者によるダイヤ改正及び減便に伴う町地域への影響及び対応について。

知内町における生活交通路線は、現在、地域公共交通事業者1社により、木古内松前線及び函館松前線及び函館松前線並びに小谷石線の計3路線が運行されています。今年の4月のダイヤ改正に加え、10月にもダイヤ改正が行われることから、町民の生活交通への影響

と町の対応について調査を行った。

知内町の公共交通における生活交通の維持については、自家用車の普及に伴う公共交通の利用者の減少や人口減少等により、これまでも地域公共交通事業者により幾多のダイヤ改正や減便を行いながらも、地域住民の為路線の維持に努められ、近年においては、予約に応じて自宅から目的地まで運行するデマンドバスの運行事業者として、町民の生活交通の確保に努められてきた。4月のダイヤ改正では、木古内松前線については往復7便から往復6便へ1便が減便され、函館松前線については土日・祝日に限り往復3便から2便へ1便が減便となり、小谷石線についても土日・祝日に限り往復3便から2便へ1便が減便されることとなった。また、10月のダイヤ改正では、木古内松前線については3便の時刻の変更が行われ、函館松前線については1便の時刻の変更、小谷石線においては廃線が示された。また、委託契約により運行しているデマンドバスについては9月30日をもって事業継続が困難である旨が示された。

この度、地域公共交通事業者によるダイヤ改正のあった対象路線については、1日の平均利用者が著しく少なく、利用者に支障を来さない時間帯である土日・祝日の減便と、知内高校生の利用が多い時間帯について、停留所を町民センター前から知内高校前への変更が行われ、1日あたりの平均利用者が0人から2人と極端に少ない小谷石線については廃線とされた。

町では、デマンドバスの運行について、新たに事業者の募集・選定を行い、減便及び廃線への対応として車両を1台増やし、予約方法については、従来の電話による受付の他に、ラインアプリによる受付も予定されている。さらには予約期限を前日までとしていたが、当日でも受付できるよう事業者と協議を行う予定であるなど、町民の生活交通の維持に努めることとしている。

今後は、スクールバスへの町民の乗り入れやデマンドバスの高校生の利用や料金設定、さらにハードルは高いと考えるが、町内で運行している民間事業者による各種サービス等の利用者用車両への一般利用など、住民の生活交通の確保・向上を念頭に、様々な視点をもって検討を行い町民が利用しやすいサービスの提供を望むものである。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 委員会報告第2号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、山田顕人君。

◎ 委 員 長（山田顕人）

委員会報告第3号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

令和5年度における経済民生常任委員会の所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月26日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

令和5年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和5年9月26日提出。知内町議会経済民生常任委員会委員長、山田顕人。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査年月日、令和5年7月31日（月）（1日間）。2、調査委員、委員長、山田顕人、副委員長、笠松悦子、委員、成澤五郎、委員、城地秀樹、委員、吉田峰一、委員、五十嵐捷爾、委員、木村 一、委員、谷口康之、委員、伊藤政博。3、欠席委員、松井盛泰。4、説明員、大野副町長、南産業振興課長、高橋商工観光係長。5、事務局員、上野事務局長、高田議事係。6、調査事項、（1）しりうち観光推進機構の清算（解散）後の町の観光振興について。

7、調査意見、（1）しりうち観光推進機構の清算（解散）後の町の観光振興について
知内町の観光振興の現状は、観光推進体制構築のため、平成30年に一般社団法人しりうち観光推進機構を設立。観光庁の候補DMOに登録し、各種事業を実施してきたが、日本版DMO形成・確立計画（5カ年計画）の最終年の時点でDMOを継続するための必要な要件を満たすことができなかつたことから、令和5年3月に当該法人の解散に至り、令和4年4月に策定した知内町観光振興計画に変更が生じたことから今後の町の観光振興について調査を行った。

本計画の基本体系については、推進団体をしりうち観光推進機構から知内観光協会と町が連携し事業を行っている。また、観光協会事務局を町が担うことにより観光協会と町の間を強めることとしている。現段階では町が主体となって観光事業を展開していることから、将来的には、観光協会が独自に自主財源を確保する事業展開など観光協会の更なる発展を望むものである。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の観光客が減少していたが、旅行割引事業等各種事業や、町内のイベント開催により観光客が増加傾向にあることから、今後も更に観光客が増加するような事業展開に期待したい。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者により行います。

発言を許します。

1番、成澤五郎君。

◎ 1 番（成澤五郎）

質問事項、子どもたちの安全と教育環境の改善についてであります。

質問の趣旨です。令和元年第4回定例会において、今回と同様の主旨で一般質問をさせて頂きました。当時も今年と同様に記録的な猛暑による熱中症が多発し、道外においては小学1年生が亡くなる痛ましい事故が発生しました。その後、国が気温上昇に対する教育活動への安全対策として、学校施設へのエアコン設置支援が行われました。

現在では、北海道・東北地方以外の小中学校におけるエアコンの設置率は100%に迫っておりますが、寒冷地概念が強い北海道では未だ一部の自治体を除き、教室へのエアコンの設置が進んでおりません。

当時の一般質問に対する町長、教育長の回答では「検討、引き続き議論」に止まりましたが、その後も地球温暖化による猛暑は収まる気配は無く、過日、函館市内の小中学校では猛暑を理由に全市休校の措置が講じられました。本来安全であるべき学校が休校や早退を余儀なくされているのは残念でなりません。今後においても猛暑は毎年確実に訪れるものと覚悟をし、児童・生徒を熱中症から護り、暑さに影響されない快適な学校教育環境を提供することが、我々に課せられた責務だと思慮致しますが、町長・教育長の所見を伺います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

お答え致します。子どもたちが健康で安全に学校生活を送るための教育環境整備は大切な課題です。今年は記録的な猛暑により北海道でも熱中症による痛ましい事故が発生し、気温上昇への警戒を強めるとともに教育活動の安全対策を徹底しなければならないと認識しているところです。これまでは、過去3ヵ年の統計から7月・8月の授業日で、いわゆる「夏日（25度超の日）」とされるものは、月平均7、8日程度に留まり、エアコンの活用頻度はそう高くないと想定しておりましたので、教育委員会としては、北海道が示している「学校環境衛生基準」に基づき、教室内の気温が28度以下の環境になるよう、学校の夏季休業期間を25日間から30日間へ延ばしたり、保健室へのエアコンの設置や扇風機の増設、全教室に網戸の整備などを行い、児童生徒の熱中症対策を講じて参りました。

しかしながら、今年の記録的な猛暑はお盆を過ぎても30度を超え、本町においても危険な暑さであると判断し、計3日間、小中学校を午前授業とする措置を講じております。

議員ご指摘の通り、本来学校は安全な環境であり、児童生徒は安心して教育を学ぶことができる施設でなければなりません。

地球温暖化により、これまでの北海道の寒冷な気候は変わってきていると言われております。次年度以降も気温や湿度を毎日警戒しながら教育に携わる教職員にも負担が生じてきておりますので、児童生徒の安全な教育環境整備のためにも、町部局とエアコン設置に向けて調整していきたいと考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきたいと思います。安心・安全な教育環境の確保は、より良い学びを支えるために最優先に取り組むべき事項と考えておりますが、この夏の猛暑はまさに安心・安全とは言えない警戒すべき気象状況であったと認識しております。

成澤議員には、令和元年にも「学校へのエアコン設置」についてご質問を頂戴し、当時は「気温の状況や財政的負担を考慮して、網戸による換気対応を基本としつつ、保健室への設置を検討していきたい」といった旨をお答えさせていただきました。その後、保健室については各学校とも設置したところではありますが、今年の夏の状況を踏まえますと、教室等へのエアコンの設置についても早急に対応すべき課題であると考えております。

このため、まずは小学校へのエアコン設置について、本定例会への補正予算の計上を予定しておりますほか、中学校については令和6年度当初予算に設置費を計上することで、何とか来年の夏休み明けまでに工事が完了できるように調整して参りたいと思います。

なお、財源としましては、過疎対策事業債を予定しておりますが、設置場所や性能規模など十分精査し、財政負担を最小限としながら「安心・安全な教育環境」の確保を図って参りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、成澤君。

◎ 1 番（成澤五郎）

ただいま町長、教育長からお答え頂きました。町長からは、この夏の猛暑は警戒すべき状況との認識、また教育長からは、危険な暑さと判断し、合計3日間午前授業の措置をとったとの報告もございました。いずれも小職の現状認識と一致しております。その対策に至っては大変前向きで敬意を評したいと思います。これで来年の夏休みが終る頃まで、小中学校共にエアコンが設置され、劣悪な酷暑から解放されることとなります。保護者や多くの町民、また教育現場で苦勞されておられる教職員も安堵する事と思います。誰よりも喜ぶのは、児童、生徒でございます。そこで、町長、予定していなかった質問ですので、お答えは頂かなくても結構ですが、令和6年度当初予算に中学校の空調機設置費を計上する際に、知内高校の空調機予算の計上するお考えはございませんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

今、高校の大規模改修しております。今年度は電気等の改修に努めて今工事中でありますけども、次年度空調設備についても検討するというので、以前議会の皆さんとも協議した経過がありますので、予定通り次年度に向けて今進めて参りたいと思います。ただ次年度の工事になりますので、高校に関しては次年度に使えるかということになれば次の年、令和7

年度から空調設備については、使えるという状況になりますので小学校、中学校、高校とちよつと年度遅れでありますけれども、そういう対応になります。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、成澤君。

◎ 1 番（成澤五郎）

以上終了です。ありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に 7 番、五十嵐捷爾君。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

7 番五十嵐。私の方から 1 点だけ質問させていただきます。質問事項は、旧湯ノ里小学校利活についてであります。

質問趣旨。開校 129 年の歴史に幕を下ろし閉校された旧湯ノ里小学校の校舎について、現在は、校舎 1 階の一部が診療所として既に利用されており、今年度は町内会館として利用するための改修工事が進められる予定となっております。

旧湯ノ里小学校校舎は平成 5 年 3 月に完成、築 30 年とまだまだ利用可能な建物であることから、その他未利用となっている 2 階部分や体育館、更にはプール等の今後の利活用についてお尋ねしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。今後の湯ノ里小学校の利活用について、昨年の内に 2 回、町内会と協議しております。町からは、湯の里診療所としての継続利用のほか、災害時の避難所施設として利用したい旨を説明し、更には、現在、国道沿いにある湯ノ里町内会館と湯の里生活改善センターが老朽化していることから、新たに町内会館としての活用が考えられないかと提案させていただきました。

町内会からは、概ね町内会館としての活用についてご理解いただいたことから、今年度、湯ノ里町内会館移転改修事業実施設計委託料 660 万円を計上し、現在は委託業者において実施設計を行っているところであります。

現在の計画では、校舎 1 階の診療所部分はその機能を維持し、新たに診療所用出入口と診療所用トイレを整備する予定です。

診療所を除く 1 階部分は、基本的に町内会館としての利用を予定しております。職員室及び校長室は集会室に、スタジオ・放送室などは厨房に改修し、多目的ホールは改修せずに、湯ノ里小学校のメモリアルな展示空間としての活用を計画しております。

校舎の 2 階部分は、災害時の避難所施設としての利用を考えております。一般教室が 3 部屋、図工室などの特別教室が 3 部屋ありますが、特別教室の 3 部屋については、避難所としての利用に支障があるため作業機等の撤去を予定しております。

また、体育館については、町民体育館としての利用の他、町内会における葬儀会場としての利用を視野にいれております。

なお、プールについては、町内会としての利用は考えていない旨の回答をいただいております。町としても水道光熱費や人件費などの面からプールとして利用するのは難しいと考えており

ます。現段階で今後の使用方法は定まっていない状況です。その他の利用方法については、町としても検討しておりますが、経費面を考えると実施できるような魅力的な事業が見い出せていない状況にあります。今後とも利活用について検討を続け、また、民間事業者などから活用の提案があれば前向きに協議していきたいと思いますが、今後の利用が見込めないまま長期にわたり施設を維持すると考えた場合、毎年の屋根の雪下ろしや、除雪の費用、維持修繕費がかかることが想定されることから、事業展開が難しいという判断に至った時には、解体もやむを得ないものと考えている所であります。以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、五十嵐捷爾君。

◎ 7 番 (五十嵐捷爾)

私の方から担当直入に提言させて頂きたいと思います。まずそれはですね、郷土資料館としての利活用でございます。現在の資料館は築40年程経過してまして、昨今、資料館の改修や改築の話がとりだたされ、旧中ノ川小学校利用する話も聞いたことがありますけれども、遠すぎるのではないかということで意見があって取りやめになった事を覚えております。それで旧湯ノ里小の資料館としての提言は3つあります。

まず1つは、現在地が良いという話は良く聞きますし、私もそう思う1人です。令和4年度の資料館の入館者の状況を見ますと、幼児が23人、小学生が409人、中学生が41人、高校生が25人、一般が1,576人、合計2,076人ですね、実績として。

この中で、町外が1,276人、そして町外が798人、結構な町外の利用者がございます。そして小中高の利用については現在の位置がベターであることはわかりますけれども、学生の利用は個人は別として、団体はスクールバス等で利用することで対応が可能だと思います。中高生は遠くても自転車等を利用して道道を回って行けば、交通事故も防げるし、そのような活用方法もあるのではないかなという気がします。

2つ目はですね、どうしても現在地がということであれば、展示物の搬出、搬入、保管の長期化にあたり大変だということです。展示物が約800点、それから収蔵点数が48万5,249点、内、高校資料が44万4,716点、資料館外の収蔵条件については、話を聞きますと、旧中ノ川小学校の敷地内の倉庫に高校資料の大部分と民具の1部、約100点以内程度収蔵していると聞いております。

3つ目としましては、2022年の2月改訂のハザードマップによれば、現在地は津波の被害を受ける恐れがあると指摘されています。以上の事情により旧湯ノ里小の2階部分の一般教室3部屋、特別室があると聞いておりますが、いずれかの3室を活用しては如何でしょうか。それは学校の問題です。

次プールです。プールについてはですね、8月25日の道新に掲載していましたが、北大水産学部がサケマスの陸上養殖を研究しているという記事が載っていました。本町では、海上養殖に実験中に取り組み、携わる企業がありますが、陸上でもとなれば活気的な事業であると思います。内容はまだ定かではないんですけども、閉校になった湯ノ里小、プールや空き巣や倉庫を利用するとの構想であります。また真水をですね、海水に人口海水にする方法もあり、実験中の地域もあると聞いています。それにまた釣り堀等も良いじゃないかということでございますが、町長としての意見は如何でしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。まず学校の使い方だろうと思いますけども、郷土資料館にはどうなんだというお話だろうと思いますけれども、当時いろいろ郷土資料館、今後の耐用年数から見てどうなんだということで現在地で良いのか、それとも新たな場所、現在地に新しく建替える、いろいろ議論が出たことはあるだろうと思います。当時中ノ川小学校ということで、内部の改修、当時記憶では、2千万円以上で内部改修すれば何とか郷土資料館としていけるんじゃないかというお話もあったんですけど、ただ色々こう課題があって、そこには追いつけないという、結果的にはまだ改修できていないという状況なんですけども、先程お答えしたように湯ノ里地区に関しては、まず学校があった時点で診療所として今そこを使わせて頂く事で町内会または皆さんの了承を得て先行的に移行して現在湯ノ里診療所として、開院しているところで何ですけども、その後閉校に伴って町内会と協議をさせて頂いておりました。そして現在でも進行形なんですけども、その中でなんとか町内会館として使わせてくれという、こちらからも提案はしたんですけども。お互いそれで前向きな方向になったものですから、町内会館として、1階部分に関しては利用させて頂きたいということで今進めている状況にあります。ただ体育館に関しては、葬儀場だとかいろいろとゲートボールだとか利用価値有るんですけども、葬儀場としての場所とすれば広すぎる、入口の課題もありますので、そこはなんとか使いきれないだろうということで、集会所以前の教員室ですね、そこを集会所として利用してなんとか葬儀だとか完結させたいなという意向で進めているところです。ただ2階部分については、いろいろ議論あるところなんだろうけども、今のところ町の避難所施設として活用しようという事で進んでおりますので、その方向性というのは今の所その方向で進めさせて頂ければなと思っています。じゃあ郷土資料館どうするんだという課題は未だに残りますけれども、現在郷土資料館の運営委員もありますので、これから運営委員会の中でも協議して頂いて郷土資料館のこれからの在り方についてどうするか、検討をさせて頂きたいなと思っています。あとプールについては、いろいろ内部で検討してちょっと屋根の状況が日を入れる部分が弱いものですから、雪害で潰れる可能性があるだろうという指摘は受けています。ただ本当に今潰しちゃって解体して良いのかという議論もさせて頂いて、当面はなんとか利用する方向で行ける所まで行こうと、それでどうしても無理だということであれば、最終的には解体もやむ無しということで現在進めさせて頂いております。1つのアイデアとしてそういう水ですから、いろんな養殖事業も考えられるだろうし、1週間2週間前の報道では、バナメイエビですか、なんか3ヶ月で成長するという事なので、そういう報道もありましたので、色々視野を広げながら、可能であればやってみたいな、ただ町で独自でやるということではなくて、やっぱり事業者主体でやって頂ければという思いがありますので、これからはまたご意見ありましたら、参考までにどんどん頂ければ前向きな検討になると思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、五十嵐君。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

まだ閉校して1年も経っていないので、大変まだ試行錯誤していると思うんですけども、私が言ったことを幾らかでも参考にして頂いて、また他の町内の人からも意見を聞いて良い

方向に是非もって行って頂きたいと、そういうふうに思いまして質問を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に4番、城地秀樹君。

◎ 4 番 (城地秀樹)

質問事項につきましては、大雨に対応するための重内川の改修についてです。質問の趣旨をご説明致します。近年、地球温暖化の影響と思われる大雨被害が多発しており、平成29年には当町においても記録的短時間大雨情報が発表されるなど、これまでにない気象変動への対応を余儀なくされているものと思います。昨年度には、重内川が危険水位に迫る大雨が降り、周辺の農業施設が浸水する被害が発生しました。これまでも重内川の河川整備は、北海道により雑木の伐採などが行われておりますが、河川内に堆積している土砂の撤去などが行われていないことから、川幅は狭く、川底も浅くなっている箇所が多数見受けられ、大雨の際には同様の被害が発生する可能性が高い状況にあると思われまふ。

現在の気象変動による大雨でも、地域住民や農家が安心して生活・経営が出来る様、重内川の管理者である北海道への要請する必要があると思ひますが、町長の所見をお伺ひします。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。河川内の堆積土砂や樹木は、洪水時の川の流れを阻害することで河川の水位を上昇させ、浸水災害等を助長させる恐れがあります。

現在町では、準用河川及び普通河川の計33河川を管理しておりますが、それらの維持管理を適切に行うため、令和2年2月に「河川堆積土砂等除去計画」を策定しているところあります。この計画では、堆積土砂や樹木の状況調査及び氾濫発生状況等により、除去が必要な箇所の選定や優先順位を決めており、令和2年から外記川、山栗川、上東菜川、新重内川の4河川において堆積土砂除去と樹木伐採を行っているところあります。重内川においては、令和3年11月と令和4年8月の大雨の際に樋門からの内水氾濫により農地への浸水被害が確認されております。重内川整備後は現在までに2回浚渫工事を行っており、前回工事は平成27年でしたので、前回工事からおよそ8年経過しております。

町からは河川管理者であります北海道には、浸水被害がありました鷺の沢橋から下流部分を中心に早期に浚渫工事を実施するよう要望を行っているところあります。

それを受けて北海道では、重内川の堆積土砂や支障木の調査を行い、その調査結果を踏まえ、今年6月に農道橋から鷺の沢橋までの約1.5kmの支障木伐採を行ないました。

更に今後は今年、来年の2か年で、鷺の沢橋の前後区間の浚渫工事の予算確保を目指していると聞いております。今後は工事完了後の成果を検証しながら、引き続き北海道へ要望を続けていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、城地君。

◎ 4 番 (城地秀樹)

8年前の工事で農業者から、川幅が広がり流れが本当に良くなった時期があったとの評価

が得てますので、現場を確認しながら今後も適宜対応が必要と思います。それから、鷺の沢橋から農道橋の間で水位が上がったことによりまして排水より高くなってしまった事から、農作物の作付けに支障が出ているという件も聞いておりますので、農道橋から河口までの対応も必要と思いますので、ご考えがあるかお伺い致します。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

現在、北海道と調整しながら進めております。あくまでも事業主体は北海道でありますし、北海道が調査してその都度予算を確保しながら、河川のそれぞれ土砂堆積とか支障木の対応をしております。今議員から言われた農道橋から下流ということになれば、その対象には今のところなっておりません。今現在伺っているのは、先程答弁にありましたように今年度と来年度で工事されるだろうというのは、鷺の沢から上流、鷺の沢から下流方向で1.5km上流は1.8km、その中で浚渫をしたいということできておりますので、農道橋から1番鷺の沢から2号橋があつて、3号橋あつて、農道橋ですので本当の下流、それ以下の河口にむけての工事というのは北海道からはまだそういう事はきておりませんので、それは現在要望の中には、入っていないということです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、城地君。

◎ 4 番 (城地秀樹)

私の質問につきましては、以上でございます。ありがとうございました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に2番、笠松悦子君。

◎ 2 番 (笠松悦子)

2番、笠松です。それでは私の一般質問を行わせて頂きます。

質問事項、知内町食育推進計画の進捗状況及び次期計画について質問させていただきます。質問趣旨と致しまして、健全なる精神は、健全なる身体に宿ると言われるように、私は食べる事の重要性について以前からも提言してまいりました。

一次産業が充実している当町については、町食育推進計画において、地場産業への理解、生産団体や行政における食育の推進等が謳われておりますが、私は幼少期から食を通じた郷土愛の醸成を図ることも重要であると考えます。

本年度は、町食育推進計画の最終年となっておりますが、計画期間中のほとんどが新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な事業が実施できなかつたと思いますが、当該計画の進捗と次期計画の策定について、町長及び教育長の所見をお伺いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (堂下則昭)

お答えさせていただきます。町内児童・生徒の食育については、家庭での健康的な食習慣とともに学校給食でのバランスの取れた食事が大切であります。本町の学校給食は、地産地消を意識し地元食材を使った献立づくりを行っており、新鮮で味わい深いメニューを提供してお

ります。また、こうした地元食材の活用については、日頃からニラやホウレンソウなど生産団体の皆様から温かいご提供をいただいております、まずはこの場を借りて感謝申し上げます。

子どもたちにおいては、毎月の献立表を見ては、これら地元食材を使ったメニューを大変楽しみにしております。また、教職員の間でも知内町の給食は他よりおいしいと評判になっていると聞いているところです。

学校教育における食育ですが、小学校ではニラ収穫など農作業を体験したり、サケの捌き方や地元食材を使った料理教室など、農協女性部や漁協女性部の皆様のご協力をいただき実施して参りました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に会食を伴うものは中止となりましたが、コロナが収束した今年度は小学校でニラ・ホウレンソウの各生産組合の方々と一緒に給食試食会を開催することができました。子どもたちは実際に生産している方との会食により、地元食材をより身近に感じる事ができたところです。

また、中学校では食育を探究学習として取り上げ、家庭科で地場産品を使った献立を考えてみたり、ふるさとキャリア学習では集荷場や農作業におけるインターンシップにより生産現場を経験し、総合学習として地域の特産品の生産工程を学んでおります。

高校でもコロナ禍ではありましたが、「ふるさと調理実習」を屋外で開催したり、地域創生学習ソクラテスマーティングでは、生産者の皆様と意見交換することで町の一次産業への理解を深めているところです。現在、町の食育計画の改定に伴い、各学校では生徒及び保護者の皆様へ食育に関するアンケート調査を実施しております。

教育委員会としましては、この調査結果を踏まえた上で、関係機関と協議しながら、新たな食育教育プログラムや学校給食の運営方針を定め、児童生徒の健やかな成長を促進して参りたいと考えております。よろしくごお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。食は、私たち人間が生きていくうえで基本となるものであり、私たちの健康や生きる喜びを作り上げてくれるものであります。

知内町食育推進計画では、家庭・学校・地域の3つを柱とした食育の推進を展開していくと定め、取り組みをすすめているところです。しかしながら議員ご認識のとおり、昨年度まで、計画期間中は新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動が制限され、例えば町内小中学校の総合学習における、生産者との交流を通じた収穫祭や料理教室、または親子を対象とした食育教室、離乳食教室など、多くの取組が中止を余儀なくされました。

そのような中、昨年度は高校において、サクラマスを使った調理実習を実施したほか、今年度は、先ほどの教育長答弁と重複しますが、小学校でニラ・ホウレンソウの各生産組合の方々と給食試食会を実施したり、中学校では家庭科で地場産品を使った献立を考える探求学習、高校においてもふるさと調理実習を屋外で開催したりと、コロナ禍前の動きを取り戻しつつあります。また、地場産の利用促進というところでは、学校給食に昆布を活用した出汁や佃煮を提供したほか、ジビエ（鹿肉）を活用した給食の試作も進めているところあります。家庭における取組についても、食育教室や食生活改善講座など、徐々に再開しております。

次期計画については、現在、学校の児童生徒及び保護者や、各種健診・教室参加者の協力のもとアンケート調査を実施しており、その結果を踏まえ、町の課題を抽出し、関係機関と

協議のうえ、計画に反映していきたいと考えているところであります。

当町には、魅力的な農水産物がたくさんあります。それらを活かした食育の推進は、生産者と消費者とのつながりや、地域を見つめなおす良い機会となるものであり、引き続き進めるべき重要な取り組みと考えております。

そして食育の取組は、1人でも多くの皆さんに参加、実践していただくことが重要と考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いするところであります。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、笠松君。

◎ 2 番（笠松悦子）

お二方のご丁寧な答弁本当にありがとうございます。以前別な機会で食育に関して提言したところ、それは家庭でやるものだって直ぐ却下されました。男の方っていったら悪いんですけども、町長さん教育長さんお二方本当にご丁寧に答弁して下さい、本当に取組んでいく意欲を頂けた事深く感謝致します。先程も仰ったように食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する事が出来る人間を育てることであるって考えております。

その中で今まで私の仲間が取組んで続けていることを、ちょっとここでご紹介させて頂きたいと思いますが、実はかなり前からやっていると思うんですけど、知内小学校だけなんですけども小学校において4年生だけを対象に小学校の畑を借りてじゃがいもとカボチャ、あまり手がかからない作物なんですけども、それを一緒に植えて、管理は小学生にやってもらって、それから収穫は一緒に収穫しています。それを採って授業の中で調理して食べてるといふ食育事業をずっとさせて頂いているようです。その中でやっぱり植えた物が育って食べれるまでなるといふ事の感動を農家の子どもであれば、当たり前で学んでいる事でしょうけれども、農家以外の子ども達が大変感銘を受けているように聞いております。そういうふうには食育って物を作って食べて、これはどういう栄養分があつてとかつていうだけでは無いということ、それを子ども達が理解しつつあるという事は、本当に良いことだと思っております。その中で今お二方から言われましたように、小学校中学校も生産現場で凄く経験しているということ、それからまた私達のこの知内町は一次産業が本当に栄えている町、一次産業が安定している町だということ、漁業においても農業においても素晴らしい取組みというか、学校間と生産者との取組みは凄く誇れる事だと思っております。その中でですけども、私が先程言っていますように郷土愛の情勢を図るということ。そこまで持つていくのには小学校中学校、それとまた今高校がここにあります。町立高校として道からも、「これをしれ、あれをしれ」という以外に町で考えて町で運営というか、やっていけることだって私は理解しているんです。町立高校というものは、その中で高校にも何か食育というものをもうちょっと深められる、ソクラテスマーケティングも沢山良いことだと思います。ですが、そこをもうちょっと踏み出して踏み入れてというか、食育に関して小中高の繋がりというものを何かもつていけるような教育の取組みを考えていくようなお考えはないでしょうか。お二方にお聞きしたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（堂下則昭）

お答え致します。知内高校の件に関してですけれども、先程もお話しましたけれども、漁協の女性部の方達に来て頂いてふるさと調理実習は、ずっとコロナの期間は出来ない時期がありましたけれども、引き続き行っております。またキャリア教育の一環としていろいろな部分での職に対する仕事、食べる方ではなくて職業の職に対する部分での色々な地域創生学習の中でも一次産業について学習しております。そしてキャリア教育のまとめとして、知内町をどういふふうに分達は考えて活性化していくのかというふうな事を課題を解決して発表までに至っております。その中には当然一次産業の部分も入っておりますので、その辺の所を提言しながら学習の中でやっているということが今の実態です。

ですから、色々な部分の教育課程の中で出来る事があれば、そして郷土愛についても一生懸命取り組んでいますので、色々な情報を頂いたり或いは助言を頂いたりする事で出来る事から初めていきたいというふうを考えております。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

行政の側からいけば、こちらの立場とすれば、食育というのは、食を通じて生活習慣病の予防を図るといのが基本的な物だと思います。後は教育委員会と連携しながら小中高の結びつきをどうやっていくか、これまでも体験学習を色々やってこられたんだろうと思いますし、計画の中でも今議員仰るように、小学校または幼稚園、保育園、当時じゃがいの収穫体験という事で高齢者もそれに立ち会いながら進めてきた経緯、小学校でも田んぼを民間の方に借りながら手入れしながら、最終的に給食でそれを提供してもらおうとか、高校でも当時は鮭ですか、浜のかあさん方、農業のお母さん方の協力を得ながら、調理の実習を行ったという経緯がありますので、それらをこれから今コロナで出来なかった部分があるだろうと思いますけれども、小学校からと言うよりも、認定こども園から高校まで繋がるような一貫性の中で今後、食育を見つめ直すかということも大切になってくるのかなと思っております。そして答弁で言わせて頂いたジビエの活用、今進めているそうなんですけれども本当にシカ肉全然癖がありませんし、矢越の中で昼食として提供しているという事でやっていますけれども、ほんとに癖のない食べやすい肉でありました。そして熊も当時講演受けたのは、函館のイタリアンレストランかな、江差出身の藤谷さんって方なんですけれども、「ほんとにうまいもんだよ」と自分にすればのイメージちょっと悪いんですけども、そうしたやはりプロの手にかかればいろんな調理方法も有るだろうし、まして今加工技術が上がっているということなんで、それらを活用して命を頂くという意味では、本当に正しく学校教育の1つになるのかなと思っておりますので、それら連携しながらこれからの取組みを加速してそれぞれの生活習慣病の予防にも繋がるように進めていきたいなと考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、笠松君。

◎ 2番（笠松悦子）

先日、私ちょっとテレビか何かで見たんですけども、教育に力を入れない自治体や地域は、良い教育を受けたい学生や保護者がいなくなる。産業が空洞化して衰退するであろうという大学の先生のお話をちょっと耳にした事があるんですけども、やっぱりその通りだと思いま

す。先程町長さんが仰るように、シカ肉ジビエだとか、クマとか、今私達農業者ではありませんけれども、シカの被害、またクマの恐ろしさ、それはもう本当に身にしみてこれからもっともって考えていかなきゃない事だろうと思ってます。知内の農業発展の為にも今とても被害が多いです。シカの被害。だから、それなどを一緒に考えていく上で、やっぱりシカ肉、ただ殺すんじゃなく、いただくということ。そこまでもっていくということは、ほんとに大切なことだと思います。今後そういう事にも取組んで頂けるということ、凄く大変嬉しく思っております。先日の国連総会での、岸田さんの演説の中にもありましたけれども、SDGsも盛り込まれておりました。食品ロス、これもまたこれから段々問題になっていくこと、今でも問題ですけども、益々問題にして行かなければならないことだと思います。学校給食においても残飯等残さないで食べるという、それもSDGsにこれから30年までの間の事ですけども、自然と身につけるような事になっていかなきゃないと思いますので、今後教育現場では大変でしょうけれども、いろんな取組みをしながら、産業、それから住民、それから官、全部一体になってやっぱりこれからの子ども達のきちんとした精神の発達を育てていくということは重要な問題でありますし、食育の本当のねらいというのは、一人一人の子どもの興味や、自発性を大切に、調理しようとする意欲を育てると共に、様々な料理を通して、素材に目を向け、素材への関心が養われるようにする事だということを謳っておりますので、今後は知内町の食育活動が益々盛んになり、他所のほうから見られて先進的だと思われるような事業展開をして頂きたいと思っております。以上で私の質問は終わります。

町長さん何かありましたら。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

一部報道であったんですけども、これからの農業どうなるんだろうという、人口減少、高齢化の中で本当に農業生産、北海道が主体、王国になっていますけども、それを維持出来るのかと将来的には、昔のようにイモ、カボチャでほんとに、今の現役の方が本当に満足するのか、大変大きな課題として取り上げておりました。これから本当に北海道の食をどうやって守っていくか、ほんとにSDGsではありませんけれども、持続可能な農業ということで、これから大切な分野になってくるだろうし、今でも大切な分野でありますけども、更にそうした事で考えれば、もっともって大切な分野になってくるんだろうと思います。そういう意味で今我々が食の中で生ゴミ出します。けれども、本当にもったいないという感覚の中で、みんなが出された物を食べきるのか、ということになれば結構余している状況もありますので、それらの食糧の無駄を省く為にも、それぞれが自覚した食生活に変えて行かなければならない時代になっているんだろうと思います。教育の面でみれば、やっぱり朝食というのは大切な事だと言われておりますけれども、年々朝食食べる家族が減っているということで、いろいろ理由あるんですけども、時間が無いだとか、なかなか共稼ぎの中でそうした問題点も出てきているのかなと感じますけれども、やはり朝しっかり食べて学校で学んで遊ぶというというのが基本でありますから、全体考えた中でこれからのSDGsどう持続可能な農業にしていくか、食文化にしていくかというのは、真剣に考えていくべき所だと思いますので、これからまたいろいろ提言ありましたら、ご提言頂ければ有難いと思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、笠松君。

◎ 2 番（笠松悦子）

すみません。終わりって言ったんですけども、ちょっと忘れてた事があります。この地域でも一人暮らしの高齢者が増えてきています。その中で孤食があります。その孤食を無くする為にこの食育、小中高でまた栄養士さん、調理師さんが一緒になってみんなで食べれる地域のみんなで食卓を囲むという居場所づくりも考えて頂きたいなと思います。これで終わります。ありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、11時05分と致します。

（ 休憩 午前10時48分 ）

（ 再開 午前11時05分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

第3回定例会、上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和5年第3回知内町議会定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案6件、認定7件、報告3件であります。

議案第1号の令和5年度知内町一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ2億2,196万5千円を追加し、総額を48億3,673万9千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金の総務費の財政調整基金積立金に5,604万円。公共施設等整備基金積立金に5,000万円を積立て教育費の各小学校への空調設備設置工事費に2,470万円の追加が主なものになります。

議案第2号の令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ1,307万9千円を追加し、総額を6億119万8千円とするものであります。補正の主な内容は、基金積立金に前年度繰越金452万2千円を積立てし国庫補助金等精算返還金として855万4千円を追加するものであります。

議案第3号の令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ105万2千円を追加し、総額を8,260万3千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を一般会計に繰出しするものであります。

議案第4号の令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ6,019万8千円を追加し、総額を6億1,070万4千円とするものであり

ます。補正の主な内容は、前年度繰越金を基金積立金及び国庫支出金等過年度分返還金等に追加するものであります。

議案第 5 号の知内町国民健康保険税条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例の延長について整理するものであります。

議案第 6 号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、後志広域連合が新たに加入することに伴い、規約の一部を変更するものであります。

認定第 1 号から第 6 号までは、令和 4 年度の知内町一般会計、知内町国民健康保険事業特別会計、知内町後期高齢者医療特別会計、知内町介護保険特別会計、知内町公共下水道事業特別会計、知内町農業集落排水施設整備事業特別会計、6 会計の歳入歳出決算認定についてであります。

認定第 7 号は、令和 4 年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてであります。

報告第 1 号は、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

報告第 2 号は、株式会社スリーエスの業務報告について。

報告第 3 号は、令和 4 年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてであります。

議案等の内容につきましては、副町長、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い致します。

● 議案第 1 号 令和 5 年度知内町一般会計補正予算（第 3 号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 10、議案第 1 号、『令和 5 年度知内町一般会計補正予算（第 3 号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案第 1 号、令和 5 年度知内町一般会計補正予算（第 3 号）について。

令和 5 年度知内町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 2, 196 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3, 673 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第 2 条、地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

歳出の方からご説明しますので、24 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費に 240 万 9 千円を追加し、6, 973 万 6 千円とするものであります。13 節使用料及び賃借料については、パソコンのウイルス対策ソフト価格の値上りにより、更新料に不足が生じることから、追加するものです。12 節

委託料の総合行政システム標準化対応業務委託料については、説明資料で説明しますので、説明資料の3ページの方をお開き願いたいと思います。

3ページ、総合行政システム標準化対応業務、1の目的です。掻い摘まんでご説明します。現在各自治体が情報システムを独自にカスタマイズ運用してきており、その為の改修時のコスト負担や利用の拡大に課題を生じております。このような状況を踏まえ、国において標準化対象業務に位置付けられた住民基本台帳や町税、選挙人名簿などの20の業務について、標準化基準に適合したシステムを利用するよう義務づけられたことから、現在本町で運用している総合行政システムを令和7年度までに標準準拠システムに移行する必要が生じ、その円滑な移行の為、下記に示すスケジュールにある通り、令和5年度はデータクレンジング作業から対応していくものです。

2の実施内容です。データクレンジング作業については、現在、総合行政システムに登録されているデータから、標準準拠システムのデータ形式に則っていない項目及び破損、不正確、無関係なデータを洗い出し、新しいデータ形式に整備するものです。

3の事業費で委託料が237万6千円、4の財源で全額が国庫補助のデジタル基盤改革支援補助金が充当されることとなっております。

予算書に戻って頂いて、25ページをお開き願います。3目財産管理費に20万円を追加し、4、838万7千円とするものです。17節備品購入費の事務用備品で、町長室の来客用椅子6脚を更新するものです。

次に26ページです。4目財政調整基金費に1億604万円を追加し、1億9,907万7千円とするものです。24節積立金で、財政調整基金積立金に5,604万円、公共施設等整備基金積立金に5,000万を追加するものです。令和4年度一般会計の決算に伴い、繰越金が確定したことから、地方財政法の規定に基づきまして1/2以上を相当額を財政調整基金に、残りについては今後に見込まれる公共施設整備の為の財源として公共施設等整備基金に積立るものです。

次に27ページです。10目地域会館管理費に30万円を追加し、2,026万5千円とするものです。10節需用費で、修繕費にきらく町内会館入口のアプローチに新たに手摺り設置する事から追加するものです。

次に28ページです。14目諸費に200万円を追加し、400万円とするものです。22節償還金利子及び割引料で還付金として、200万円の追加です。法人住民税において事業決算に伴う法人税割額の確定により、過年度交付金に不足が見込まれること等から追加するものです。

次に29ページです。2項徴税费、2目賦課徴収費に54万3千円を追加し、1,636万円とするものです。12節委託料で令和6年1月1日より森林環境税が導入されることに伴い、個人住民税システム改修業務委託料を追加、18節負担金補助及び交付金で渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金に不足が見込まれる事から、その額を追加するものです。

次にページが飛びまして、46ページをお願い致します。

9款1項1目消防費に、383万7千円を追加し、2億5,226万2千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金で主として、消防庁舎耐震診断業務委託料として渡島西部広域事務組合負担金を追加するものです。今回消防庁舎の耐震診断を行う理由については、現庁舎が昭和50年に建設され、47年を経過し老朽化が進んでいること及び令和4

年2月に北海道が公表した洪水想定区域内にある為、今後の庁舎の方向性、改修または移転新築等判断するにあたり、その改修、移転新築等の財源として計画している緊急防災、減債事業債の採択要件に適合するかどうかについて確認する必要があることから、現行耐震基準における耐震診断を行うものです。

総務課関係は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

それでは、私からは生活福祉課関連について説明させていただきます。30ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額はありますが、これは知内生活応援券交付事業にかかるものでございます。総事業費4,200万円のこの事業については、当初一般財源で計上しておりましたが、物価高騰の影響を受けた生活者への支援事業に対し、国費の配分があったことから配分額である2,780万1千円の財源補正でござい

ます。
次に31ページです。3目老人福祉費から、409万6千円を減額し、1億373万1千円とするものです。11節役務費と17節備品購入費については、緊急通報装置の設置対象者の追加により追加するものです。12節委託料については、高齢者の集いの開催にあたり、日程と参加人数の関係で町の送迎バスだけでは不足する可能性がある為、2台分の運転業務委託料として14万円を追加するものです。

18節負担金補助及び交付金については、北海道後期高齢者医療広域連合へ支出する負担金の額の確定に伴い、494万9千円を減額。社会福祉施設整備事業補助金については、知内しおさい園が津波対策として、電気室やボイラー室に止水板設置する工事に対し、町がその費用の1/8にあたる26万8千円を支援する為に追加するものです。町には社会福祉法人に対する補助金交付要綱があり、しおさい園からは、この交付要綱に基づいた申請がなされ、その内容が適正と認められることから、追加するものです。

次に32ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に2,875万9千円を追加し、2億2,167万5千円とするものです。19節扶助費に障害者介護給付費・訓練等給付費として、1,800万円の追加、これは今年4月涌元谷地地区に放課後こどもデイサービスが開設されたことに伴うものです。障害者補装具給付費については、必要と見込まれる額を追加するものです。22節償還金利子及び割引料は、障害者医療費負担金と障害者自立支援給付費負担金における令和4年度実績額の確定に伴い、返還金として追加するものです。

次に33ページです。5目介護保険費に13万1千円を追加し、9,714万3千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に介護保険低所得者保険料軽減負担金道費返還金の令和4年度実績額の確定に伴い、返還金として追加するものです。27節繰出し金については令和4年度国庫負担金の追加交付分として介護保険特別会計に繰出すものです。

次に34ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に29万5千円を追加し、1,797万1千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に子ども子育て支援交付金の令和4年度実績額の確定に伴い、返還金として追加するものです。

次に35ページです。2目児童措置費に108万3千円を追加し、1億5,305万5千とするものです。10節需用費に学童保育のエアコン修繕費として20万円の追加、22節償還金利子及び割引料に子どものための教育保育給付費の令和4年度実績額の確定に伴う返還金として追加するものです。

次に36ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に782万1千円を追加し、4,251万2千円とするものです。3節職員手当等から12節委託料まで今月から開始された新型コロナワクチン秋開始接種にかかる費用を追加するものです。尚、今回の秋開始接種の対象者は初回接種を完了した全て方で、対象人数は、3,550人となっております。

次に37ページです。2項清掃費、1目清掃費に79万9千円を追加し、1億6,928万2千円とするものです。18節負担金補助及び交付金に渡島西部広域事務組合負担金の補正に伴い追加するものです。

以上で生活福祉課関連の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (南 一貴)

私の方からは、産業振興課関係の補正予算の内容について説明させていただきます。

議案の38ページ目をお開き下さい。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に1,640万円を追加し、1億205万6千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金に、認定新規就農者3名に対するビニールハウスをリース方式により貸出しする為の事業にあたって北海道の地域づくり総合交付金が採択となる見込みであることから、交付金相当分を追加するものでございます。詳細につきましては、説明資料、産業振興課関係の8ページ目を後程ご参照願ひします。

次に議案の39ページ目をご覧下さい。2項林業費、2目林業振興費に2万5千円を追加し、5,164万3千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金で不足が見込まれることから、森林就労者の奨励金の財源となる森林作業員就業条件整備事業補助金に2万5千円を追加するものでございます。

続きまして、議案の40ページ目をご覧下さい。4目水源林造成事業費に60万5千円を追加し、68万7千円とするものでございます。これは12節委託料でございますが、水源林造成事業として元町地区町有林において実施する保育間伐の経費を追加するものでございます。詳細につきましては、説明資料の9ページ目をご参照願ひしたいと思います。

続きまして、41ページ目をご覧下さい。3項水産業費、2目水産振興費に1,140万3千円を追加し、9,923万2千円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金に新技術強化型係留環設置事業助成金として追加するもので、平成29年から実施しています養殖施設の網を繋ぐ、係留環を太くして、機能向上を図る事業です。内訳につきましては、道費が710万円、町費としまして農林漁業振興基金から430万3千円を事業内訳として予定しております。また今年度の養殖施設においては、40基に対して設置する予定でございます。詳細につきましては、説明資料の10ページ目をご参照願ひします。

続きまして、議案の42ページ目をご覧下さい。7項商工費、1項商工費、6目健康保養センター管理費に850万円を追加し、2,385万7千円とするものです。18節負担金

補助及び交付金に電気料高騰支援助成金として追加するもので、昨今の電気料金の高騰が続いていることから、こもれば温泉の運営に携わっているあすなろ福祉会に対し、電気料金の一部を支援するものでございます。詳細につきましては、説明資料の11ページ目を後程ご参照願います。

以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

続きまして、建設水道課関係の補正予算についてご説明致します。

43ページをご覧ください。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費に80万円を追加し、1億6,748万4千円とするものであります。内容と致しましては、12節負担金補助及び交付金に80万円を追加するもので、これは当初予算において、浄化槽5人槽3基、7人槽1基分の設置費補助金分を計上しておりましたが、現在5人槽1基、7人槽1基を既に執行しており、今後更に7人槽1基分の設置が見込まれていることから、今後の負担金補助申請があった場合に、不足が見込まれる為に追加するものであります。

続きまして44ページをお開き下さい。2項土木橋梁費、2目道路維持費に9万円を追加し、1億5,537万円とするものであります。

内容と致しましては、11節役務費に9万円を追加するもので、これは今年4月25日契約承認の議決を頂きました雪寒機械更新事業において、当初納車が来年3月末になっておりましたが、部品調達や車両制作が順調に進んでおり、11月末の納車予定となったために、任意保険料等を追加するものであります。

続きまして、45ページになります。3項河川海岸費、1目河川総務費に550万円を追加し、2,070万5千円とするものであります。内容と致しましては12節委託料に550万円を追加するもので、これは普通河川下中ノ川外2河川において護岸等の河川管理施設の老朽化や劣化状況の把握及び改修設計を行う為に調査設計費として追加するものであります。詳しい事業箇所や事業概要を説明資料13ページに載せてありますので、後程ご参照願います。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

続きまして、教育委員会関係のご説明致します。

47ページをお開き下さい。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に132万7千円を追加し、8,317万2千円とするものです。内容は、12節委託料に教育PV動画作成委託料として15万円ですが、これは知内町の英語教育や今年から開始しました教育費無償化制度といったものを紹介するプロモーションビデオ作成を予定しております。また、18節負担金補助及び交付金に国内語学留学事業助成金として117万7千円ですが、これは知内高校の魅力化事業として新型コロナウイルスの拡大前に行っておりました海外オーストラリアの短期留学に代わるもので、今年度は国内のニセコで英語力の向上を主とした1週間程度のプログラムに生徒を派遣するというものです。詳細につきましては、説明資料の1

5 ページをご参照下さい。

次に48ページです。2項小学校費、1目学校管理費に2,603万4千円を追加し、9,615万6千円とするものです。内容は8節旅費、これにつきましては、今年度道教委の指定を受けまして、学校力向上実践事業という事業を行っておりますが、この事業により知内小学校から涌元小学校へ教員が授業をサポートするといった体制がとれております。その学校間の移動費の旅費ということで16万円の追加です。10節需用費は教員住宅の修繕費として30万円の追加です。11節役務費は、昨年閉校しました湯ノ里小学校のグランドピアノの移設にかかる経費として、13万4千円の追加です。また14節の工事請負費ですが、町長の答弁でもありました小学校のエアコン設置工事であります。それぞれ知内小学校が2,260万円の追加、涌元小学校が210万円の追加、合計2,470万円の追加です。財源につきましては、知内小学校分は過疎債の適用を予定しております。設置する箇所につきましては、知小が普通教室6箇所、特別支援教室3箇所及び職員室、校長室、涌元小学校が普通教室2箇所となります。今年度中に施工しまして来年のシーズン当初から利用出来るように進めて参ります。設置箇所の詳細につきましては、説明資料の16ページから18ページをご参照下さい。また、17節備品購入費に74万円の追加ですが、これはさきに教育関連への寄附金としまして、100万円の寄附を頂きましたので、その内の小学校備品を購入する予算計上です。

次に49ページ、3項中学校費、1目学校管理費に36万円を追加し、3,440万6千円とするものです。内容は先程の寄附を頂いたことによる中学校の備品購入分です。

次に50ページ、7項保健体育費、1目保健体育費に80万円を追加し、6,379万3千円とするものです。修繕費として80万円の計上ですが、今年度スポーツセンターのアリーナのフローリング等、突発的な修繕があった為、当初見込んでいた修繕費に不足をきたすことから、今後の見込みに対しての費用計上でございます。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、歳入、地方債等の説明、総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

それでは、歳入についてご説明しますので、8ページをお開き下さい。

10款1項1目地方交付税に934万6千円を減額し、18億8,697万5千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対応して減額するものです。

次に9ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に978万円追加し、1億7,362万2千円とするものです。3節障害者等福祉費国庫負担金で、歳出で説明しました障害者介護給付費・訓練給付費と障害者補装具給付費に対応した追加。6節介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金で、歳出で説明しました介護保険特別会計繰出し金で過年度分の低所得者保険料軽減分に対応して追加するものです。

次に10ページです。2目衛生費国庫負担金に455万4千円を追加し、856万5千円とするものです。1節新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、歳出で説明しました新型コロナウイルス予防接種に対応して追加するものです。

次に11ページです。2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に11万8千円を追加し、3,254万9千円とするものです。1節浄化槽設置整備国庫補助金で歳出で説明しました

浄化槽設置整備補助金に対応して追加するものです。

次に12ページです。4目総務費国庫補助金に3,017万7千円を追加し、5,435万5千円とするものです。1節総務費国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、当初で予算措置済みのしりうち生活応援券交付事業に財源充当するもの。デジタル基盤改革支援補助金については歳出で説明した総合行政システム標準化対応業務に対応して追加するものです。

次に13ページです。5目衛生費国庫補助金に326万7千円を追加し、613万8千円とするものです。3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金で、歳出で説明しました新型コロナウイルス予防接種に対応して追加するものです。

次に14ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に482万5千円を追加し、1億757万2千円とするものです。4節障害者等福祉費道負担金で歳出で説明しました障害者介護給付費訓練給付費と障害者補装具給付費に対応して追加するものです。

次に15ページです。2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に235万円を追加し、8,440万1千円とするものです。1節農業費道補助金で、歳出で説明しました地域づくり総合交付金の新規参入者ビニールハウスリース事業に対応した追加。3節水産業費道補助金で、歳出で説明しました地域づくり総合給付金事業の新技术強化型係留環設置事業に対応して追加するものです。

次に16ページです。17款1項1目寄附金に100万円を追加し、3億1,445万8千円とするものです。1節寄附金に100万円の追加ですが、教育環境の向上に支援をということで、個人の家族から寄附があったものです。尚、この寄附金については歳出で説明しました小学校費、中学校費の学校管理備品購入費に充当されています。

次に17ページです。18款繰入金、1項1目特別会計繰入金に907万円を追加し、907万3千円とするものです。3節介護保険特別会計繰入金と4節後期高齢者医療特別会計繰入金で令和4年度決算よりそれぞれ一般会計に繰入するものです。

次に18ページです。2項基金繰入金、1目積立金繰入金に548万円を追加し、4億1,228万円とするものです。1節教育振興基金繰入金で、歳出で説明しました国内語留学事業に対応して追加。3節農林漁業振興基金繰入金で、歳出で説明しました技術強化型係留環設置事業に対応して追加するものです。

次に19ページです。19款1項1目繰越金に1億604万円を追加し、1億5,604万円とするものです。これは先程歳出で説明した繰越金確定により追加するものです。

次に20ページです。20款諸収入、5項1目雑入に210万円を追加し、3,022万4千円とするものです。1節雑入に渡島西部広域事務組合剰余金還付金が149万5千円の追加、3節水源林造成事業収入に歳出で説明した水源林造成事業に対応して追加するものです。

次に21ページです。21款1項町債、2目土木債に550万円を追加し、1億1,220万円とするものです。7節緊急自然災害防止対策事業債で、歳出で説明した普通河川中の川外緊急自然災害対策防止事業に対応して追加するものです。

次に22ページです。3目教育債に2,260万円を追加し、1億6,300万円とするものです。1節教育施設整備事業債で、歳出で説明した知内小学校空調設備設置工事に対応

して追加するものです。

次に23ページです。5目民生債に330万円を追加し、5,440万円とするものです。1節過疎地域自立促進特別事業債で過疎地域自立促進特別事業債、いわゆる過疎債ソフト分の起債発行限度額が確定したことから、予算上限度額に達していない分を当初で予算措置済みの子ども医療費拡大助成事業に追加充当するものです。

ページを戻しまして、6ページお願いします。第2表、地方債の補正です。追加となりますが緊急自然災害防止対策事業債を限度額550万円を設定、起債の方法、利率、償還の方法に従来と変わりませんので、説明を省略させていただきます。

次に7ページです。変更となりますが、教育施設整備事業債の限度額を1億4,040万円から1億6,300万円位に、過疎地域自利促進別事業債の限度額を3,960万円から、4,290万円にそれぞれ引き上げるもので起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

まず、2款総務費。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

2款総務費。

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

総合行政システムの標準化というので、ちょっと質問させていただきます。説明資料の3ページです。令和5年今年度は、データクレンジング、令和7年度までにシステム移行ということで、今回はデータクレンジング作業のみの予算なのかなと思っているんですけど、それでこれは入札を行っての業務委託になっていくのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明します。今現在、総合行政システムですね、現在あるシステムについてデータを持っている業者が民間業者1社でございます。そのデータに基づいて作業をする事になりますので、ちょっと入札にはなじまないということで、随契する形を考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

今までそのデータを持っている業者があるということで、理解していいですね。それで今後ね、いろいろとオレオレ詐欺だとかそういう類いのことで、情報漏洩が結構あるのかなと、こういうふうに思うんですけども、この場合はそういう心配は無いんでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。情報漏洩の関係等ですが、結果的にはですね、今こういう住民基本台帳だとか、そういう部分に関しては、一般のインターネット回線を使わない独自回線ということで、業者の方にサーバーを置いてこちらとそれでやり取りという形になってますので、セキュリティの方も二重三重に網がかかるという方式なので、町で自分達が使ってるパソコンのインターネットは、また違う回線を使っているんで、その心配はかなり低いものとなっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

業者の人が来庁して何かをいじるとかっていう話ではないんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。データクレンジング作業につきましては、業者の人がこちらに来て特別な作業をするというよりは、データの洗い出しをこちらの各担当の方でやってですね、それをですね、向こうの方に送り込むというか、データも全部送り込むわけじゃないんですけど、データの形式を確認してもらって標準化業務に合わない部分は、その部分をそぎ落としたりして整えていくという形になります。実際にはですね、他の業務でその委託業者の方、こちらにみえている所もありますので、その段階で打合せ等をして業務の方は進めていくという形になっております。

◎ 5 番（山田顕人）

分かりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に2款総務費ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

私も関連で、ちょっとお伺いしたいんですけども、1番肝心の令和5年度データクレンジング、これから始まるんですけども、今課長の説明でありましたように、総務課からはじめ生活福祉課とか20項目の部分で洗い出しをやるわけですけども、その辺についてですね、極端な話、各担当というよりも1つの1番上に監督というか、指示するとかそういうものが私は必要ではないのかなと思う、その辺についてどのように考えていますかね。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。総合行政システムですね、説明資料の3ページの下に書いてあるとおりに20業務生活福祉課から税務、総務、選挙の関係等、他課にかかり業務となっております。この業務に関しては、うちの情報担当の総務の方に担当がおりますので、そこが窓口となって元々の通常業務の中では、委託業者と各担当の中でやっているんですが、窓口は総務という事でそこを通して、この部分を詰めていくという形を想定しています。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

分かりました。ただ簡単な事を聞くんですけども、それこそマイナンバーの制度があつてようにこれがはっきり言ってスムーズに出来るのか、それともいろんなトラブルとか問題が発生するような心配するような事にならないのか、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。この場合はですね、あくまで委託業者と町という形で、綿密に打合せしながらやっていく部分ですので、マイナンバーの新聞等でも報道されているように、一般の町民の方からとかそういうことの絡む業務ではないので、綿密に打合せをしてやっていけばということはあるんですが、ただ心配されるのは、どうしても7年度までにやらなきゃないということで、まだ6年度、7年度に具体的に定まっているものが、まだ無い部分もありますので、その部分はやっぱり打合せして、事故の無いようにやっていくというふうにしかな答えられないんですけど、この部分に関しては、マイナンバーのカードの交付業務とはまたちょっと違う性質のものと、従来やっている業務と新たなものに変えていくという業務なので、マイナンバーカードの交付業務とは、ちょっと違っていると説明をさせて頂いて、あとは事故無いように気をつけてやりたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に2款総務費ございませんか。

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

議案書の29ページ。委託料の関係でまた個人住民生税システム改修業務委託料が出て来ているんですけども、今総合行政システムの標準化の方にも1番下の20業務の中に個人住民税という部分が入っているんですけども、こちらの方で対応を今すぐしなきゃならないものなんでしょうかね。こちらの方で対応出来ないものなのかなと思ひまして、行政システムの方で。

◎ 議 長（伊藤政博）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

ご説明致します。こちらの方ですが前段の分、令和7年度標準化に向けた整備ということで、税務会計課の方の住民税システム改修については以前説明しました森林環境税、均等割から1千円を負担して頂くということでの改正が令和6年1月1日から実施される賦課だと6年度分の町道民税の賦課から均等割から1千円頂くという形になりますので、そちらの方の改修整備ということで実施するものとなっています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に総務費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、3款民生費。

民生費ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、4款衛生費。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

36ページの部分で、先程課長の説明でありましたように対象者が3,550人って言ってましたけれども、この辺のこれからの対象者に通知とかどのような形で進めるのかなと思うんですけども、どうですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (高田正志)

ご説明致します。対象者につきましては、先週から65歳以上と65歳未満とで分けて、それぞれ順次毎週毎に対象者に発送している状況でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

65歳以上と65歳以下ったら、どの位の人数ずつになるんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長 (笠松さおり)

ご説明します。65歳以上が1,600人ちょっとで5歳から64歳が1,800人位となっています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

65歳以上が1,600人以上ですね。65歳以下が1,800人ということなんですけれども、この辺の部分で若い方々というのは、全然対象とかそういう形では対象にならない部分なんですか。どうなんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長 (笠松さおり)

今回の秋冬コロナワクチン接種に関しては、6ヶ月以上の1回、2回目の接種を済んでいる方が対象になっていまして、うちの町は7歳未満で受けている方が今のところいないので、7歳以上の対象となっています。7歳から64歳までの方が1,857人いるということで、一遍に接種券を送りますと郵送する郵便局の方も大変ですし、接種の申し込みを受取る関係上とか、接種は1日に対応出来る人数が限られているので、順次64歳から若い順に人数を区切りまして送っているところです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

分かりました。ただですね、若い方で成人とか、10代20代30代という方々に接種の通知が2回、3回やってあとその後には来ていないということ、チラッと聞いたものから、その辺どういうふうになるのかなと思うんですけども。

◎ 議長（伊藤政博）

包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明します。5年の春夏接種に関しましては、対象が65歳以上の方が中心で、64歳未満に関しては、基礎疾患がある方とか医療従事者という設定がありましたので、春夏に関しましては全委員には個別通知はしておりませんでした。今回の秋接種に関しましては設定がありましたので、春夏に関しましては、全員には個別通知はしておりませんでした。今回の秋接種に関しましては、6ヶ月以上の1、2回接種を済んでいる方全員に対して個別接種をするように考えています。なんです、小学生に関しましては、接種を町内に出来ない関係上ですとか、接種した人数が少ないので全体に対しまして接種券を送るという感じではなく、案内文の発送のみを考えておりました。

◎ 9番（谷口康之）

分かりました。

◎ 議長（伊藤政博）

他に4款衛生費ありませんか。

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

ちょっとお尋ねしますが、36ページ、新型コロナウイルスの予防接種がまた始まってまいりましたけれども、いろいろと巷ではコロナウイルスがまた流行ってきたという話を聞いております。しかし、私も5回まで、6回までやったのかな。ところがまた来たんですね。今までやった人の中で、後遺症が残っているという苦情が凄くあるんですよ。センターで誰も受けてませんか。お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明します。予防接種に関しましては、予防接種の後遺症が残っている方というのも保健センターの方に相談はされてますが、健康被害にあたる人に関しましては、1名の相談で今そちらの方とは対応をしているところです。それ以外の方に関しましては、日数はかかると思うんですけど、段々軽くなっている方が多いというふうに聞いています。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

ちょっと聞き取れなかった部分もちょっと多かったです、私の周りにですね、やはりそっちの方が心配で接種をするのは、ちょっと辞めるかなという、私自身もそうです。辞めようということで今ちょっとやってるんですが、せっかくの機会がきたら受けたいんですよ。受けたいけれども、やはりちょっとその辺の心配もあるんで、それにもう少し周知をしながらですね、進めて頂ければと思います。答弁あったら頂きます。

◎ 議 長（伊藤政博）

包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明します。これまでも何ですが、予防接種に関しましては、やはり接種している方が重症化はしにくいという傾向にあると思われれます。ただ後遺症の心配もありますので、皆さんに義務という形ではなく接種勧奨というふうになって来ているところです。町内におきましては、健康教室などを通して皆さんに予防接種の効果ですとか、そういう所をお伝えしていきたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に4款衛生費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、4款衛生費の質疑を終ります。

ここで昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

（ 休憩 午前11時57分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、議案第1号の質疑中であります。

次に6款農林水産業費質疑ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

説明資料の8ページ、ビニールハウスのリース事業の関係でちょっとご質問させて頂きます。事業費が3,608万円ということで、1棟あたり大体128万8千円となっております。北海道の方が1,640万円で、農協さんの方で1,968万円ということで、これはあれですか、リース料に換算されるのは、農協さんの1,968万円の分だけなんでしょうか。その辺りお聞きします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

新規就農者に対するリース料の部分についてですよね。それにつきましては一応3,608万円の内、実際に北海道の補助金が1,640万入っていますので、残りの農協負担分が実際に農家の方にそれ相当分ということで、リースの貸出しになる見込みでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

農協さんの1,968万円ということで、1棟あたり70万ちょっとかな、そのあたりになると思うんですけども、これ8年間のリースが終わった時点で、これはどういうふうな形に

なるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

すみません。申し訳ありません。ちょっとお待ち下さい。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

8年間のリースが終了しましたら、その後認定新規就農者の方に買い取りという形の扱いになります。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

買い取りということは、幾らか残価が残るような形なのでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

農業振興課参事。

◎ 農業振興課参事（西野俊一）

ご説明致します。8年間でリースしまして、8年で均等に割って支払いが終わったら、そのまま生産者の物になります。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

3番、松井です。ちょっと水産振興の関係でお尋ねしますが、福島原発の海洋水が放流されてから約1ヶ月経ったんですね。それで当町でホタテの一連産業ということで心配をしてたんですが、海水温が高くて心配をよそに殆ど全滅だという話ちょっと入りました。ただそれであれば尚更の事ですね、その風評被害というのが当町でも相当影響有るのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

A L P S 処理水の海洋における放水に関するですね、当町における水産業における風評被害等の懸念についてなんですけど、先日上磯郡漁協からも伺ったところ、まず考えられるのは道内においては、ホタテのですね、加工用が風評被害に遭われているという実態がございます。ただ当町においてのホタテについては、国内向けの活貝として出荷しているという事実がありますので、現時点ではその影響は受けないという見込みでございます。ただし今後なんですけど、やはり11月からカキの出荷が始まります。それについてなんですけど、例えば価格の下落と、やはり輸出制限の影響に伴って価格の下落等が伴った場合は、やはり風評被害という形で影響を受ける可能性はあるかと思われまます。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

この間、2、3日前の新聞で森町の方でホタテをですね、給食の食材であちこちに配布をするというニュースが流れていましたけれども、あれ見てて非常に良いことだなというふうに考えて、知内のホタテもということで本当は漁ホタテ1本で絞って質問するつもりだったんです。したら知内のホタテ壊滅的で全滅だよという話を聞いたものですから、しかし、その他にまだ海産物はいろいろ有る訳ですね。その辺を学校給食、更には認定こども園の給食だとか、青少年交流センターとか、食材をそういうものを向けることが出来ないかどうか、そして出来る事であれば、森町みたいに全国向けに発送というものをいろいろ模索しながら、水産業者そのものの一場を町そのものを考えていくべきでないかなという気がしているんですが、考え方あったらちょっとお知らせ下さい。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

ALPS処理水放出による影響額というのは、早くから現場に確認するよにということ聞いてたんですけども、今のところほぼ無いということ。先程課長が言われるように、加工業者の影響は多大にあると、まして今の加工業者が抱えている在庫をはかないと新たな買い入れも出来ないということで、漁業者への影響は相当大きいだろう、また単価的にも大幅に下落する可能性があるだろうとうことで、今森町先頭になっていろいろ模索をしている状況なんですけども、残念ながら知内町の場合以前より斃死状況が確認されて未だに回復傾向に至らないということで、それほどの影響がないというよりも現実的な問題としては、海でそういった斃死を防ぐということが可能なのか、どうなのかという、今いろいろ技術的のものも模索はしてるんですけども、なかなか回復傾向には至らないといことがあります。

そして、今カキの出荷がこれから通年でいえば11月なんですけども、報道等で皆さんもご周知の通り、厚岸のカキまつりが11月に延期になったということで、海の状況が相当変わっているんだろうな、全道的に相当変わっているんだろうなという事もありますので、果たして本当に11月に我々の知内町のカキが出荷される体制になれるのかという事もありますので、それらの影響も加味しながら最終的にはALPS処理水の影響ということで、関連があるということであれば、政府基金の活用した我々も対応していかなければならないだろうと思っておりますけれども、その以前の課題も多々有るということは認識して頂きたいなと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

質問返すのこれで辞めますけども、ただあの私が言いたいのは、他の地区の方でいろいろ加工業者が品物をかかえているというのは重々分かるんですよ。しかし、地元の水産業者そのものがまず地元から元気良くなってから、どうしようもない。だから、まずこまい所からまず手を付けていこうと。それともう1つ以前から言っていますけれども、海水温で影響されるような養殖をそろそろ方向転換していかなかったら、これからの水産やっていけないですよ。その辺の事についても少し目を向けて何とか水産業が一人前になるように、手助けをして頂きたい、お願いだけしておきます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に6款水産業費ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

38ページのビニールハウスのリースの分で、ちょっと課長にお伺いしたんですけども、これは、事業主体が新函館農協なんですけども、3人の新規就農の方の作るものってものは、ある程度農協さんの方から指定されてるのか、それとも3人の新規就農の方が、自分で私こういう物を作りたいとか希望を叶えてやっているのか。どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

今回のですね、認定新規就農者の作型に関しましては、施設野菜ということで2名の方、ニラですね、作付けを行っていて規模拡大に伴う部分、それともう1名の方はトマトを主体に営農を開始されています。その方も規模拡大という事で、今回ですね、このリース事業を活用してハウスを増やしていくといった内容となっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

そしたら、違う方々が新規就農という方になると、やっぱり殆ど今言いましたように、ニラかトマトがメインなのかなと、その他違うような物とか町として支援するとか農協さんとの連携でやらせてみたいなということで、そういうような事は考えられないのかな。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

今現在ですね、地域おこし協力隊のインターン等で実際に現場に研修に入っておられる方が3名おられますけど、その方々については、方向性としては施設野菜を中心に新規就農に入っていきたいという考えがございます。ただそれによっては、当町内においては、従前からなんですけど、やっぱり水稲なり畑作といった場合、機械等の整備においては、先行投資というのはかなり課題になりますので、そういった部分はスタートの時点でやはり施設野菜から入っていこうということで、研修を行って頂いた上で、自立就農にこぎ着けていくという方向性ではありますけど、ただ方向の転換としては、例えば資金等の確保が出来るのであれば、他の作物も取り入れていくことに関しては、本人の営農計画なり、その方向性によって取組んでいくことは可能かと思われま。

◎ 9 番（谷口康之）

分かりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に6款ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次7款商工費。

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田 顕人)

説明資料の11ページです。こもれび温泉の電気の支援の関係でご質問させていただきます。

今年度の見込みで2,650万円、令和2年度と対比しての話なんでしょうけども、何で令和2年度と対比したのか分からないんですけども、令和3年度で休業なしの所で比較すれば1千万円程になるんでしょうけども。ちょっと聞きたいのがですね、指定管理者の契約期間って多分あると思うんですけども、何年で終わりなんでしょう。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (南 一貴)

ご説明致します。今現在、あすなろ福祉会さんですね、こもれび温泉の運営に関しましては、指定管理業務に基づいて運営して頂いております。これに関しては、令和2年度から令和6年度までの5年間の期間で、もう1年度ですね、業務をやって頂く期間が残っております。あと来年度、再度ですね公募をかけまして、事業者の公募をかけた上で新たな事業者になるか或いは引き続き、あすなろ福祉会さんですね、業務を結ぶかということになっていくのかなということになります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田 顕人)

また新たに公募をかけるという話なんですけども、今指定管理者の業者さんにやってもらうのが恐らくベストなのかなというふうに思うんですけども、その辺りこんな感じでね、支援をしていかなきゃならない部分もあるんでしょうけども、ただ今までスリーエスさんでやっていた部分が赤字だったって、町の方で持出ししていたということがあってね、それが無いようにする為に今の業者さんになっているわけですから、その辺りを考慮すると継続してもらうのが1番ベストなんだろうと思うんで、6年度以降もやってもらえるような形でね、協議して頂きたいなというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7款商工費ございませんか。

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

関連して、今年令和5年の財政負担、町が8,500万円、燃料費高騰、様々な要因でこういう結果になってきたと思われるんですけども、今後、先程5番議員さんが言った新たに公募と言ってもその目処なんてまず有る訳無いと思うんだ。建前上はそうしゃべるかもしれないけども、それでお願いしていくんですから利用者が高齢化になってどんどん減っていく中で、この施設を維持していくのであれば、町民のサービスそのままを維持していくのであれば、当然利用料を上げるか、町の財政負担を増やすか最後の説明資料の中で、今後あすなろ福祉会と協議の上、検討するというところで書いてあるんですけども、検討するのは大変お互いの話合いの中みてやっていくんですけども、見通してどうですか。どちらかの財政負担が今後増えると思うんですけども、利用料の方では、町民負担を上げれば町民負担が増えるから、じゃあそのまま上げるかって言えば、大変俺は疑問を感じるだども、どうですか。考え方として。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

まず、現状について申し上げますが、令和2年度以降こういう形で運営して頂いておりますが、実態を申し上げますと赤字の経営が続いている現状がございます。

それともう一点。利用者の実態でございます。これについては、令和4年度の実績は3万7千人くらいの利用者の実績がございますが、その半分については65歳以上のシニアの方が使っていると言う部分と、じゃあそれ未満の方は約2割程度が一般の大人の方ですね、年齢がということで今現在大人料金が350円、シニアが150円の料金で利用して頂いております。ですから、財政的な部分を検討した場合に引き上げると言った場合に果たして利用者部分の数字でもありますね、今の現状をしていけるかどうかというのは、可能性としては厳しい状況ではあります。そうなった場合にその町の財政負担ていうのは、やっぱりそこはちょっとしていく必要はあるのかなという考えもありますが、やはり相互で、その部分は現状とやはり電気料高騰も続いているという事もありますので、協議していきながら双方でやはりその辺は施設生かしていかなきゃならないという事を優先した上で、考えていく必要があるのかなと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

施設せつかくあるんだから、町民のサービス向上の為に維持していかなければならないと思うんです。様々な函館市内でも個人経営の銭湯、大変経営難に陥って廃業するところが増えています。やはりこのコストの増加だとか利用者はいらんだべども入浴料を上げて、利用者呼び込むかといえば、嫌煙する利用者も出てくるし、そのコストを何処で吸収するかといえば、当然経営が出来なくなれば廃業という形になっていくのが本来の姿のような気がします。

将来的にやっぱり我が町もスリーエスでやってあすなろさんで引き継いでやってもらった時は、財政負担がこれから少なくなるから喜んでいたら、なんとわざわざ3、4年の間にこういう現状がきてしまったから、将来的には財政負担もやむを得なしというふうな自分ではそう思っているんですけども、その辺の将来的に町長、今答弁するといえば、ちょっと大変なところもあるかもしれませんが、そういう覚悟も必要ではないかと思うんですけども、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

今あすなろ福祉会に契約して委託をかけてるわけですけども、公募するにあたって、なかなか地元の事業者とも協議をした経過がありますけれども、なかなかそれに応じてくれなかったということで当時あすなろ福祉会の方から、声を頂きまして今の運営状況になるわけですけども、ただこの契約した当時の次の年かな、あたりから電気料があまりにも負担になるというご相談を受けていました。それはいろいろ価格転換という声もでたんですけども、なかなか今福祉施設目的で利用してる施設でありますので、なかなかそこにも理事長のご意

見もあってなかなか値上げという判断したくないという、我々も結果的には、それに応じて推移を見守るといって経過したところなんですけども、残念ながら、電気料の高騰で遥かに予定よりもオーバーにするという、何とか内部的な運営の経費の削減等で今日までやってきて頂いたという経過があります。それで次年度契約切れるわけなんですけども、次年度以降も先程5番議員からありましたように、今の現状維持出来るのであれば今の現状を維持して頂ければ有難いなと思っています。今8番議員からもありましたように、今後の財政負担どうなるのかという不安になるわけなんですけども、当然そこというのは前向きな議論が必要になってくるだろうと思っています。先程課長からも答弁ありましたけれども、今の施設をこれからは今後生かすということをして1つの目標にして、いろいろ利用者で議論していかねばならない場面というのは、多々出てくるだろうと思いますけれども、最終的にどうしてもなかなか委託契約に至らなかったという事であれば、またその時は町民なり議会の皆さんと議論をしながら、今後の長期的な見通しとして、今のこもれば温泉の運営をどうするかという議論になってくるんだろうと思いますので、まだ今のところ次年度の契約ありますので、この1年間で推移を見守りながら、お互いに協議を加速させて次に繋がるステップになればなと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

7款商工費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次8款土木費。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

45ページの部分で説明資料を見ますと13ページですか、今回調査って事なんですけども、この3箇所はやっぱり緊急性が高いということで、この3箇所をピックアップしたのか、どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。今回普通河川下中の川外緊急自然災害対策防止事業ですが、町の方で知内町河川維持管理計画に則りまして、いろいろ調査した結果、この3河川がランク的に1番低いということで、今回優先的に先に設計の方をやらせて頂こうと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

今課長の説明で、この3箇所場合は、極端な話、雨の水害というものでどの位の雨が降れば厳しい状態というか、鉄砲水がはしるとか、災害に繋がるんだろなということなんですけども、先程町長の行政報告の中でも90何ミリでしたか、ああいうような形でこれからうちの町もそういう対応の雨が降る可能性がどんどんどんどん高くなっていくのかなと心配しているんですけど、その辺どうです。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明します。この3河川に関しましては、今までの雨で例えば氾濫していない雨もござ
います。ただその時の降り方によって、Vトラフ等が壊れて破損しててそこから漏れてる現
象もございますので、そういう外れてしまったVトラフを元に戻す、護岸も壊れて崩れてし
まったものを元に戻すという形で、対応は考えております。ただ何ミリ降るまでもつかとい
うのは、正直今の設計ではちょっと考えておりません。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

そしたら、その発生した時に現場にいったり初めて確認する形になってしまう。3つの
部分で、その近くに道路もついてるから作業道路になってると思うんですが、その辺のあれ
ってことは全然作業に使う為には問題ないということですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。基本的には最初に作った時の状態に戻すということで、改修計画を
考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に8款土木費ございせんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、9款消防費。

消防費ございせんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、10款教育費。

2番、笠松君。

◎ 2 番（笠松悦子）

知内高校のニセコ留学の件なんですけども、今年度に限るとのことなんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。これまでコロナが拡大する前は、海外へのオーストラリアへの短期留学
ということで進めて参りましたが、コロナが拡大してここ3年間中止となっております。
今年度5月にコロナの方は、第5類ということで一般の感染症の扱いになったんですけども、
そこから海外への留学の組み立てというのは、ちょっと時間的にも学校の中での生徒の選考
ですとか、そういった時間的にも難しい面がありましたので、今年度は国内で語学を中心と
した留学ということで、学校と協議して選択しました。次年度以降につきましては、現在今
高校の方では海外への見学旅行ということで2年生全員シンガポールの方に行っております
けれども、そちらの海外、それとこういった選抜した生徒を送る短期的な海外への留学、ど
ういう形でこの2つをもっていくかというのは、今後高校の方と協議しながら、高校の効率

的な魅力化に繋がるように、これから協議して行きたいというところであります。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、笠松君。

◎ 2番（笠松悦子）

魅力的な高校づくりというのも分かりますし、知内では早くから英語教育に力を入れている町だったはずですよ。ということで外国語の身を持って研修するという事は、とても大切な事だと思いますので、今後多分交わせ流動とかいろいろと有りますけれども、ニセコとは限らず、国内でもまたいろいろとこういう経験が出来る所が有ればなという事も、検討材料の1つとして加えて頂けるのか、やっぱりどうしても外国に行った方が良いのかという、どちらの方に重きをおいておられるのかなと思って、ちょっと質問させていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。やはり生徒の刺激というか海外に行く方が、やはり文化に触れて肌で海外の文化に触れるという機会を与えることには、そっちの方が魅力的なところではありますけれども、今後やはり高校の方との協議になりますが、海外を主体では考えていますけれども、一方でこういった国内も今回初めてこの生徒を派遣留学させるわけですけども、行ってみて生徒の感触、感想等を聞いて国内であってもこちらも遜色無い語学の向上に繋がるのであれば、国内と海外と並行した形で進めていくのも1つの選択かなというところで、いずれにしても高校の方と協議して、来年度のついでには決めていきたいと考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、笠松君。

◎ 2番（笠松悦子）

やっぱり2年生の時の修学旅行で身を持って海外に行くって事を、知内高校の生徒を集めるほんとの花形材料としてやっているのですね、それを身を持って2年生には是非何があっても、これからはコロナがあろうと何があろうと、多分いろんな事で行く機会を作ってあげなくちゃいけないと思うんです。そういう中で、それを1度経験を全員にして頂いて、選抜の人数だけっていうのは、また別な何かこういう国内でも、そういう経験が出来るということを見せて行っていったら、また知内高校の魅力もまた変わるかなと思うんですけども、答えは良いです。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

自分の思いとすれば、短期留学これっていうのは、やっぱり自分で学びたくて意欲があって研修いくので、本来は海外なのかなというずっと思いがあったんですけど、ただ3年間コロナの中で短期留学がなかなか叶わなかったということ、そしてもう1つ2年生修学旅行があるので、全体的な海外の経験文化っていうのは、それで経験出来るだろうと思っておりますので、あと特化した自分のスキルを上げるという場面では、以前教育長といろいろ話してた中では、アメリカンスクールという日本全体の中でそういう所も有る訳だし、英語を公用語でそういう集まっているという学校もあるわけですから、その交流だとか、お話を

した中での一貫として、ニセコ、海外から集まるところですので、それで下調べしながら良いねという事で今回は生徒の派遣ということになるんだろうと思いますけれども、ただ実際にそういう教育現場というのはまだ確認していませんので、これも高校の事務長に「まず現場に行ってこいと一緒に」、その中で体験してそこが良いのか、また国全体の中でまた新たな模索をするのかということもありますので、それらを経験した中で、今後どうスキルアップに英語力に向上に繋がるかということは、教育長と一緒にこれからも考えていきたいと思いますので、せっかくALTも2人受入れておりますし、認定こども園から英語教育初めていますので、最後は公用語としてほんとに、英検に拘るわけじゃないですけども、高校卒業する段階でせめて日常的な会話ができるようなそんなスタイルになればなど、それを目標にこれからも進めていきたいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

ちょっと関連してですけども、せっかくの機会、今の町長の答弁の中にもありましたように、非常に町の施政として、また教育委員会の経営方針としてこのような形でやるよと謳っているながら、参加者5名なんです。対象者何人の内、5名なんです。その辺お知らせ下さい。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。コロナの前に行っておりました海外の短期留学であれば、3名までということで行っておりました。今回国内ということでは若干増やして最大5名ということで、今生徒の方に募集をかけるというところです。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

委員会の方でこういう企画があるんですよと、良い企画を立てていながら当該者の生徒さん達にあまりこの辺を飲み込んでいないんじゃないだろうか。その辺の宣伝も少し足りないのかなと、それともう1つ町長の答弁の中で、はっと思うことは確かに英語に力入れますよというのは就任時代から言われた事なんです。英語に力入れる＝金に使うってまでもということでは無いんですよ。出来ればニセコは各方面から、みんな集まってやるんだろうと思うけれども、この渡島管内、桧山も含めてこういう場があれば参加したいよという生徒さん達結構いると思うんですよ、近くにあれば。今これ1人20万ですよ。金に拘る訳ではないけれども、もう少しその辺を加味しながら、例えば函館でも北斗でも七飯でもいい、どっかその辺で近くで例えば50人なり、100人なりマンツーマン方式でやれるような形でやったら、もう少し効果が出てくるのかなというような気がするんですが、もしそれに答弁あったらお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（堂下則昭）

お答え致します。ちょっと局長の説明したことと少し重なりますけれども、コロナ前までは、お金の関係で3名までということでやっていた。今回終わったから直ぐにというようなことで、状況が宿泊施設とかいろいろなスクールとかってというのが直ぐには出来ないこのですから、今年度は難しいということになりました。

ただその中で今までやっていない中で、何か出来る事はないかということで本州にもこのような形のスクールのものが1校ありました。そしてニセコもありました。ただ人数的にどういふうなんだろうという事で、体験してないものですから、まずはニセコの所で体験させたい。その中で今まで3名だったんだけど、資金的には5名まで大丈夫なんじゃないか。ただ高校自体がこの3年間中で、行けますよというふうには生徒に伝えきれない、コロナの関係だったものですから、伝えきれない部分もあって生徒への情報発信がなかなか難しい状態でした。ですから今年に関しては、人数少し増やして5名という事にはなっていますけれども、今の段階では5名も確保出来るかどうか分かりません。生徒にそのつもりがちよっとここ2、3年でなかったものですから。ただ今年行ってみて子ども達から子ども達に、そういうような話が出てきますので、良ければ行きたいという生徒が増えることになろうと思いますし、増えてもらえれば有難いなと思っています。

ですから、そういうような形の中で高校といろいろ話をしながら、今後の形として検討を進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に10款教育費ございませんか。

1番、成澤君。

◎ 1 番 (成澤五郎)

議案書の48ページです。14節に小学校のエアコン設置の工事、これが出ております。見方によれば、暑い夏が終ってこれから秋冬に向かうこの時という考えも持つ方もあるかと思うんですが、暑い盛り家庭用のエアコンが品不足でかなり待たないと設置できない、こういう例も聞いておりました。今回は学校の少し規模の大きなエアコンですので、種類は家庭用と別だと思うんですが、この辺の品不足という点で心配無いのでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。以前は、半導体不足により納期が3ヶ月、4ヶ月かかると言われておりましたが、現在はそら辺の不安も解消されまして大体物的には1ヶ月程度で入ると思われます。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、成澤君。

◎ 1 番 (成澤五郎)

分かりました。そういう点で時期的には冬に向かう時に設置になろうかと思うんですが、タイムリーな工事になるよというふうに考えても良いと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

ちょっと詳しくお知らせ頂きたいと思いますが、今回学校に知内小学校で9台ですか、それから涌元に2台かな、1台辺りの計算すれば、金額相当差が出てくるんですね。この機種がどういうふうになるのか。それともう1つ冷房と暖房と兼用になるのかどうか、この辺お知らせ願います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。まず冷房と暖房どちらとも使える機種でございます。あと金額に関しましては、エアコン本体の金額のみならず電気容量が増えるものですから、キュービクルの改修も出てきますので、それ相当の工事費が掛っております。

あと冷房能力に関しましては、メーカー推奨で100%としますと、若干落して80%位で容量を見込んでおります。以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

以前に保健室に入れた時に1台600何万だったんですよ。それから見れば相当金額がぐっと下がった。常に町長が言うようにオール知内で何でも用意しますよいう、もうそういう時代ではなくなったいろいろと財政的に厳しくなれば、安いところを求めるべきですよ。だから地元でこの値段だったら、こういう所でまだ安いけれどもどうなんだろうという相談をしながら単価を決めたら良いと思うんですが、如何ですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。エアコンに関しましては、北海道単価って別に定められておりませんので、業者さんから見積りをとってそれで平均金額を予定価格とさせて頂いております。

因みに今回の工事は地元の業者さんも出来る工事でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

私の方から1つ補足をしますけれども、今、3番議員さんから保健室の冷房設備630万円というのは全部です。全ての学校に入れて630万です。

◎ 3 番 (松井盛泰)

3箇所。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

4箇所です。 小学校2つと中学校、高校もありますから。4箇所で630万円。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に教育費ございませんか。

1番、成澤君。

◎ 1 番 (成澤五郎)

空調の今電気料金の値上がりというお話もございましたが、ランニングコストについて伺

いたいですけども、5年前私質問した時には、当初は予定には無かった、国がランニングコストの何割かを補助するという話も決まっておりました。それがこの今でも当然その時に設置した学校等は対象になっているんでしょうけども、これから設置する学校もランニングコストの国庫負担というところであるのかどうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

2018年に愛知県で小学生男子が亡くなるという残念な結果になってそれで文部科学省から、この年度、18年の年度、そしてまたは繰越しであれば暫定として手厚い支援をしますということで北海道以外というは整備されて確率が上がったと、ただ残念ながらその予算を使ったのは全道で7自治体という事で聞いています。その時に自分が就任してそういう制度があったということは認識して何故それを使わなかったのかという事になるんですけども、ただ全道的に7自治体が手を挙げて、近隣では福島町が手を挙げたんですけども残念ながら各近隣の自治体で手を挙げなかったという事で、手を下ろしたという話も聞いてますので、その時の認識というのは以前1番議員に答弁したように、まだまだそういう状況には無いだろうということで、多分整備が遅れてきた結果があるのかなと思います。ただ後の祭りになりますけれども、そういった予算の中で整備をしていれば、こうした緊急事態に対応出来るという事もありますので、やはりその制度を上手く活用するべきだったのかなと反省はしております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

私の方から、ランニングコストの関係、説明させていただきます。今町長からはイニシャルコスト、設備の時の話をさせていただきました。その当時は多分あったのかなと思いますけれども、ランニングも、今現在はランニングコストについては、該当するものは無いと思われれます。ただ学校の交付税の中に小学校幾ら、中学校幾ら、生徒あたり1人幾らという計算をします。それらについてもこれらランニングコストについては、交付税の中にそういうことで歳入が足されているのかなということでは、整理出来ると思います。以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他にございませんか。

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

同じ関連の事なんですけども、先程1番議員の方から一般質問でも出ていたんですけども、中学校に関しては来年度の当初予算にの中に入れるという形で、予算組むんでしょうけども、今課長の方からひと月くらいで納入期間有るから来年の3月以降に発注しても恐らく間に合うんだろうというふうには思うんですけども、何故先に小学校だけやって中学校今年入れなかったのか、ちょっとその辺をお知らせ下さい。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

先程の予算の中で出てきました財源の振替えあります。それで、使い方ということで当時は応援券、町の一般財源でやるということだったんですけども、それを今回振替えさせて頂いて、その財源を確保したということになります。それで今回は知内小学校と涌元小学校を優先させて頂く、そして中学校についてはキューピクル、用量の関係がありますので、それらも手当しなければならぬということで、それも今年度やるということになれば年度途中なんで過疎債が手を挙げて万度につくという補償は無い、全道的にエアコンということでそれぞれの自治体が動き出している状況ありますので、それで中学校に関してはちょっと予算が大きくなるだろうということで、過疎債を有利に活用させて頂きたいということで次年度の損失させて頂いたという。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

北海道の方でもこの前新聞に載ってましたけれども、エアコンの方を設置していくという流れもあるんでね、来年になるとまた密集してくるような予測も立てられるんですけども、どうせコストも掛るんでしょけども予算もありますし、そのあたりはあるんでしょけれども、どうせやるんなら3校一緒にやっちゃった方が良かったのかなというふうに思うんですよ。来年もまた暑くなるんでしょから、恐らく。そのあたりを踏まえると年度またぎでも施工できるのであれば、その辺り考えてもらった方が良いのかなというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

10款教育費ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

しつこいようですけども、ニセコ留学の事でもう1度。今回1月の8日から14日の1週間ということで、これはあちらの方からの指定なのかこっちの方で希望した日程で組んでもらえたのか、1点お伺いします。それから高校生の皆さんに募集かかるんですけども、当然これは1年生2年生の方が対象にだと思んですが、その辺についてどのような学年を考えているのか、2点程お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。最初のこの1月8日からの1週間の期間の件ですけども、こちらは学校の冬期休業中で期間が1週間とれる期間というところの期間だけということで、こちらでこの期間でということで、あちらのニセコ留学の方に希望してこの期間で申し込みをしようと思っております。

あと高校の募集の形ですけども、募集に関しては選抜の仕方、選考の仕方は学校の英語教諭の先生にお任せをして行くところなんですけども、学年は1年生から3年生までそれは特に問わずに英語の意識の高い、勉学に励んでいきたいという意思のある子どもを先生の方で選抜して頂くというところで考えております。以上です。

◎ 9 番（谷口康之）

分かりました。

◎ 議長（伊藤政博）

他にございませんか。

ないようでありますので、歳出全般ございませんか。質疑。

（「なし」の声あり）

ないようですから、歳出の質疑を終わります。

続いて歳入一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、歳入の質疑を終わります。

次に地方債の補正について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、地方債の補正についての質疑を終わります。

これから、質疑全体を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第2号、『令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案第2号、令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,307万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億119万8千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します56ページをご覧ください。1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴

収費に3千円を追加し、449万6千円とするものです。18節負担金及び交付金で渡島・檜山地方税滞納整理機構に不足と見込まれる額を追加するものです。

次に57ページです。7款1項1目基金積立金に452万2千円を追加し、453万7千円とするものです。24節積立金で、令和4年度決算による繰越金の一部を基金に積み立てるものです。

次に58ページです。9款諸支出金、1項3目償還金に855万4千円を追加し、943万7千円とするものです。22節償還金利子及び割引料で、国庫補助金の額の確定に伴い、返還金として追加するものです。

次に歳入です。54ページにお戻り下さい。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税に3千円を追加し、1億117万8千円とするものです。1節医療給付費分現年課税分に先程歳出で説明致しました渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金の追加に対応するものです。

次に55ページです。6款1項1目繰越金に1,307万6千円を追加し、1,307万7千円とするものです。1節繰越金で、令和4年度決算に伴う繰越額を追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第3号、『令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案第3号、令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,260万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。63ページをご覧ください。3款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金に105万2千円を追加し、105万3千円とするものです。27節繰出金で、令和4年度決算に伴い一般会計へ繰り出しするものです。

次に歳入です。62ページにお戻り下さい。4款1項1目繰越金に105万2千円を追加し、105万3千円とするものです。1節繰越金に、令和4年度決算に伴う繰越分を追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第4号、『令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案第4号、令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,019万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6

億1,070万4千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。69ページをご覧ください。3款1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金に2,589万3千円を追加し、2,590万3千円とするものです。24節積立金で、令和4年度決算による繰越金の一部を基金に積み立てるものです。

次に70ページです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に2,628万7千円を追加し、2,628万8千円とするものです。22節償還金利子及び割引料で、令和4年度事業実績による額の確定に伴い返還分として追加するものです。

次に71ページです。2項繰出金、1目一般会計繰出金に801万8千円を追加し、801万9千円とするものです。27節繰出金で、令和4年度事業実績に伴い一般会計へ繰り出しする額を追加するものです。

次に歳入です。67ページにお戻り下さい。7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金に13万円を追加し、867万5千円とするものです。2節過年度分に先程議案第1号の一般会計歳出において説明しました令和4年度国庫負担金の追加交付分として本特別会計に繰入れるものです。

次に68ページです。8款1項1目繰越金に6,006万8千円を追加し、6,006万9千円とするものです。1節繰越金に、令和4年度介護保険特別会計決算に伴う繰越金を追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 知内町国民健康保険税条例の一部改正について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第5号、『知内町国民健康保険税条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案第5号、知内町国民健康保険税条例の一部改正について。

知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例につきまは、資料で説明しますので、予算説明資料の6ページをご覧ください。

概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置に関し、厚生労働省より令和5年度における取扱いについての事務連絡が発出され、令和4年度末に資格を取得したこと等により、納期限が令和5年4月以降に設定する為、知内町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例の延長で、令和4年度の保険税で、令和5年4月以降に納期限が設定されているものを対象にします。

施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第6号、『北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案第6号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職

員退職手当組合同規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約です。
内容については、北海道市町村職員退職手当組合を構成する団体に新たに後志広域連合を加えることに伴い、規約の一部を変更するものです。尚、説明資料4ページに新旧対照表を載せていますので、ご参照願います。

附則としまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、報告第1号、『財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について』を議題とします。

報告内容についての説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

報告第1号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づき算定したそれぞれの比率について監査委員の審査意見を付して別紙のとおり報告する。

82ページをご覧願います。財政健全化判断比率の内、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては一般会計、特別会計とも黒字決算となっている為、比率の記載はありません。実質公債比率は9.1%となっており、昨年度の10.6%に比べ1.5%の減となっております。また、将来負担比率については充当可能財源等が将来負担額を上回っている為、比率の記載はありません。次に資金不足比率ですが、各特別会計とも不足比率の記載はありません。

尚、83ページからは監査委員の審査意見書を添付しておりますので、ご参照お願い致します。以上で報告を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

報告の案件であります、質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第1号は、これで終わります。

● 報告第2号 株式会社スリーエスの業務報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、報告第2号、『株式会社スリーエスの業務報告について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

報告第2号、株式会社スリーエスの業務報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社スリーエスの令和4年度収支決算に関して、別紙のとおり報告する。

次のページ以降に、決算報告書を添付しています。掻い摘まんでご説明致します。

損益計算書中で、ご説明しますので88ページをお開き願います。純売上高については、業務委託売上高が1億2,959万円、商品売上高が2,755万円、宿泊等売上が3,062万円、これに販売手数料を加えた合計で1億8,862万円となっています。一方、売上原価は3,707万円となり、差引の売上純利益は1億5,155万円となっています。更に販売費及び一般管理費は1億4,466万円で、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差引いた経常利益は741万円となっており、昨年度の経常利益467万円に対し黒字幅は増額しています。また、記載はしておりませんが、物産館を含めた本部利益が408万円、青少年交流センターが295万円、警備業が37万円と共に黒字となっています。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

報告案件であります、質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第2号は、これで終わります。

● 報告第3号 令和4年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第18、報告第3号、『令和4年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

教育長、登壇の上、説明願います。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

報告第3号、令和4年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和4年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について、別紙のとおり報告致します。

95ページから、97ページにかけましては、教育委員会議の開催状況について、まとめてございます。令和4年度は、第1回における議案第1号、知内町学校教育・社会教育・社会体育の推進についての審議をはじめ、第3回における議案第2号、JETプログラムによるALT2名配置について及び第4回における報告第4号、ALT3名体制に伴う取り組み状況について、同じく報告第2号、知内町立小中学校の長期休業日の変更についてや、報告第3号、地域学校協働本部の活動状況について等、多くの議件に取り組んで参りました。また新型コロナウイルス感染症に対する予防や感染拡大防止学校閉鎖時における対応や小学校あり方等についても回数を重ねて参りました。

続きましては、98ページから99ページをご覧ください。

教育委員会が委嘱している委員会、協議会についてまとめてございます。1点について説明申し上げます。99ページ、下から2番目、英語教育推進協議会であります。この協議会は、本町の英語教育の充実発展を目指し、小中高が協同して研究活動にあたっております。こども園での英語活動や小学校での英語専科教諭による教科担任制、中学校の英語教諭による小学校への乗り入れ授業等、Candolistを活用しながら様々な取り組みを行っております。

続きまして、100ページから102ページまでにかけては、学校教育・社会教育・社会体育の推進ポイントをまとめたリーフレットでございます。

昨年度の執行方針の柱であります、たくましく生き抜き、夢の実現に努力する人の育成と多様性に寛容で、共に支え合い生きる人の育成を受けてそれぞれキャッチフレーズを掲げて各施策に取り組んで参りました。103ページには、重点推進事業の評価の総括として3つの領域にわたる52の基本施策について評価を一欄表にしてございます。その内何点かのみ説明申し上げます。それぞれの評価シートの上部の番号にご注目下さい。尚、新型コロナウイルス感染症の影響で授業を中止せざるを得なかったものにつきましては、評価不能とし、横線で示しておりますので、ご理解下さい。

まず学校教育につきましては、104ページ上段、シート番号1番、基本施策、学校、園の特色ある教育活動を基にした連続性、共通性のある開かれた教育課程の編成と実施につきましては、認定こども園と小学校の円滑な接続が行われるとともに、小中高一貫性のある英語教育が実践されておりますことから、総合評価をAとしました。

続いて、106ページ上段、シート番号5番、基本施策、障がいの状態や有無にかかわらず、全ての子どもたちに個々の実態に応じて連続性のある多様な学びの場を提供するにつき

ましては、すべての園、学校に合理的配慮協力員が定期的に訪問しており、個別の指導計画、支援計画が適切に作成され、職員、校種間の連携や引継が効果的に実践されておりますことから、総合評価をAとしました。

続いて、112ページ下段、シート番号18、基本施策、『ふるさと「知内」に学び、豊かな心と未来の担い手としての資質を育むふるさと学習の体系化を図る』につきましては、地域学校協働本部、町、教育委員会、郷土資料館等と連携した教材発掘の推進や、社会教育活動への積極的な参加が実践されておりますことから、総合評価をAとしました。

次に社会教育について報告致します。119ページをお開き下さい。119ページ下段、シート番号32番、高齢者教育、みらい大学活動支援ではコロナ禍の開催ではありましたが高齢者同士の交流機会を提供し、生きがいのある生活を支援することができましたことから、総合評価をAとしました。

続いて122ページ上段、シート番号36番、郷土資料館の充実と同じく下段シート番号37番、文化財の適切な保存・活用に関しましては、コロナ禍での活動ということはあったものの来館者や講座受講者のニーズにあった企画や展示方法、積極的な広報活動の工夫や魅力の発信等が広く町民に伝わりにくかったことから、総合評価をBとしました。

以上、概要について申し上げます。お手元の報告書をもって令和4年度知内町教育委員会の活動状況に関する、点検、評価の報告とさせていただきます。

今後ともご指導頂きますようお願い申し上げます。

令和5年9月26日提出。知内町教育委員会教育長、堂下則昭。ありがとうございました。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

報告案件であります。質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第3号は、これで終わります。

-
- 認定第1号 令和4年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 令和4年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 令和4年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第7号 令和4年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、認定第1号から、日程第25、認定第7号までの7議案は、いずれも決算認定議案でありますので、一括議題と致します。

本件については、提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた議員全員による各

会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与し、これに付託の上、審査することにしたいが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議長及び監査委員を除く議員全員による各会計決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで、特別委員会の正副委員長選任のため、暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中に令和4年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長から報告致します。

委員長に谷口康之君、副委員長に吉田峰一君が選任されました。

これで報告を終わります。

お諮りします。委員会審査のため、9月27日から9月28日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、9月27日から9月28日まで休会することに決定しました。

● 散会宣言

◎ 議長 (伊藤政博)

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本日の会議は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会致します。

どうもご苦勞様でした。

(散会 午後2時14分)